

平成30年第5回美幌町議会定例会会議録

平成30年 6月19日 開会

平成30年 6月21日 閉会

平成30年 6月20日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問 10番 吉住博幸君
4番 上杉晃央君
2番 大江道男君
11番 橋本博之君

○出席議員

1番	高橋秀明君	2番	大江道男君
3番	新鞍峯雄君	4番	上杉晃央君
5番	稲垣淳一君	6番	戸澤義典君
7番	早瀬仁志君	8番	岡本美代子君
9番	坂田美栄子君	副議長10番	吉住博幸君
11番	橋本博之君	12番	中嶋すみ江君
13番	古舘繁夫君	議長14番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会会長	沖田滋君
農業委員会会長	鈴木幸往君	監査委員	高木清君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	橋本美典君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	小室保男君	庁舎建設主幹	遠國求君
防災危機管理主幹	河端勲君	まちづくり主幹	田中三智雄君
政策主幹	小室秀隆君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	関弘法君
環境生活主幹	渡辺靖行君	児童支援主幹	多田敏明君
福祉主幹	遠藤明君	健康推進主幹	武田孝司君
農政主幹	佐々木斉君	みらい農業センター主幹	午来博君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	建設主幹	川原武志君
施設管理主幹	中沢浩喜君	建築主幹	西俊男君
水道主幹	御田順司君	病院総務主幹	菅敏郎君

地域医療連携主幹 高山吉春君
教育部長 田村圭一君
学校給食主幹 岩田憲次君
町民会館建設主幹 斉藤浩司君
博物館主幹 鬼丸和幸君
選挙管理委員会事務局長 谷川明弘君
監査委員室長

事務連絡室次長 志賀 寿君
学校教育主幹 以頭隆志君
社会教育主幹 露口哲也君
スポーツ振興主幹 浅野謙司君
農業委員会事務局長 酒井祐二君

○議会事務局出席者

事務局長 藤原豪二君 次長 佐藤和恵君
議事係長 橋本 勝君 議事係 新田麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成30年第5回美幌町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番橋本博之さん、12番中嶋すみ江さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） [登壇] 一般

質問をさせていただきます。

大きい項目の一つ目として、公有財産の管理について。

既存の公有施設の維持補修と解体撤去について。

使用されていない公有施設はどれほどあるのか、その件数と面積をお示してください。

また、今後の解体、撤去の考え方と費用をお示してください。

二つ目、指定管理者（峠の湯）に運営してもらっている公共用建物の維持補修の考え方と予想される費用額をお示してください。

三つ目、貸し付けしている（旧東保育所）施設の補修、修繕の考え方をお示してください。

大きい項目の二つ目であります。

屋内多目的運動場について。

施設設備と安全管理体制について。

一つ目、建築後の施設の安全管理体制について、他の室内運動施設の安全管理等も含めて考え方を示してください。

二つ目、基本設計におけるエレベーターの必要性とその設置費用及び維持費をお示してください。

また、他の設備や対応方法の検討経過をお示してください。

大きい項目の三つ目です。

ドッグランの造成について。

せせらぎ公園内にドッグランを整備する考えはないか、お示してください。

以上、大きい項目3点についてお聞きいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） [登壇] 吉住議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

二つ目の屋内多目的運動場については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、公有財産の管理について。

既存の公有施設の維持補修と解体撤去についてであります。1点目の使用されていない公有施設はどれほどあるのかであります。用途廃止をし、普通財産として管理している施設のうち、全く使用されていない施設につきましては、17棟で総床面積は約2,678平米となっております。

今後の解体及び費用につきましては、現在、解体等に係る計画がありませんので、現在進めております役場庁舎改築にあわせ、新たに空き施設が発生することも予想されることから、早ければ平成31年度を目途に計画策定を進めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

2点目の峠の湯の維持補修に関する御質問であります。施設の管理を指定管理者が行っている峠の湯びほろにおいては、1件10万円を超える修繕料は町が負担することを基本としており、施設の老朽化に伴い、維持補修的な修繕料は毎年約1,000万円に及んでいるため、今後においても、施設や設備の日常の点検をしっかりと行いながら予防保全に努め、長寿命化並びに修繕費用の軽減を図ってまいります。

また、事業費が2億2,000万円から4億5,000万円とされる大規模改修については、現状では、直ちに着手しなければならない状況ではありませんが、大規模改修を含めた、峠の湯そのもののあり方について、平成33年度までの指定管理期間の早い段階で、方向づけをしてまいりたいと考えております。

3点目の旧東保育所の補修・修繕に関する御質問であります。旧東保育所につきましては、平成17年12月にゼロ歳から2歳の乳幼児を中心とした保育事業を行う団体や民間保育事業者に貸し付けすることとして貸与希望を募り、応募のありましたNPO法人ひまわり保育園に敷地を含めて無償で貸し付けを行っているものでありま

す。

建物の維持補修につきましては、使用貸借契約に基づき、建物の状況及び今後のゼロ歳から2歳児の保育ニーズを含めて、ひまわり保育園と協議させていただきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に、ドッグランの造成について。

せせらぎ公園内にドッグランを造成する考えについてであります。せせらぎ公園は、河川法に基づき北海道から占用の許可を受けている公園であり、これまで多くの住民ボランティア団体や近隣自治会による清掃や植栽などの美化活動を通じて、住民の憩いの場として整備されてきたところであります。

特に、青山北から美富まで魚無川の両側を南北に長く園路が整備されていることから、多くの町民の方々が散歩コースとしても利用されている公園であります。

また、公園内には、大雨や洪水時に下流の水害を総体的に軽減することを目的とした遊水池が2カ所設置されているなど、防災、減災の観点からも重要な役割を担っている公園でもあります。

御質問のせせらぎ公園内にドッグランを造成する考えについてであります。北海道との維持管理等に関する協定では、治水施設と一体的に管理する場合を除き、美幌町が良好な水辺空間の保全のため維持管理を行うこととなっており、現状では、一定の役割と制約が伴うせせらぎ公園内にドッグランを造成することは、整備場所と管理運営体制を含めて難しい状況にありますので、御理解をお願いいたします。

以上、御答弁させていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕吉住議員の御質問に答弁いたします。

屋内多目的運動場について、御質問の施設の安全管理体制についてですが、現在、室内運動施設においては、スポーツセンター、トレーニングセンター、あさひ体育センター、B&G海洋センタープールなどがあり、利用者は一度必ず窓口に立ち寄り、施設職員や監視員による利用者への使用上の注意徹底を図るとともに、施設設備の日常点検の実施など、利用者の安全確保に努めています。

曜日や時間によっては、施設の窓口職員が1名体制になる場合がありますが、団体利用により監督者、保護者が相互に利用の安全を確認しながら、利用していただいているところであります。

屋内多目的運動場の整備後の管理体制につきましては、施設の利用形態に応じて、既存施設との一体管理を含め、管理員の配置や監視カメラの設置など安全管理を第一に、今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、エレベーター設置の必要性についてですが、ユニバーサルデザインの観点から、公共施設においては幼児から高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して利用が可能な施設の整備を進めることとしております。

特に、高齢化社会が進展する中で、冬期間には安全で快適に歩いたり、体を動かせる環境が限られてしまうため、膝や腰に不安を抱えている方でも、年中利用できる2階のウォーキングスペースまでエレベーターで上がることができ、緊急時の救急搬送などにもエレベーターの使用が有効であることから、設置が望ましいと考えております。

設置にかかる費用につきましては、概算で1,600万円程度で、維持管理に係る経費につきましては、契約の内容により異なりますが、保守管理で年間26万円程度と試算しております。

エレベーター以外の他の設備や方法の検

討についてですが、スロープや車椅子昇降機などを検討いたしました。昇降機を階段横に設置することで、階段幅のスペースが拡張することや、車椅子に限定され、利用するには補助者も必要となります。

また、スロープにあつては、新たにスロープ設置に必要な面積と長い距離が必要であることから、費用、面積、利便性などを総合的に判断し、設計の段階でエレベーターを選択したところであります。

今後、具体的な実施設計の中で、設備、費用も含め、安全性、利便性、経済性に配慮した施設の整備を十分検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 再質問を1項目めからさせていただきます。

29年3月付けのこういう計画書を議会のほうにもいただいているところであります。

この計画書は、美幌町公共施設等総合管理計画という簿冊ですけれども、その中の10ページ、中期的な経費の見込みということで書いている内容を、改めて私の口から読み上げたいと存じます。

その中の表で、2017年から2026年までの間、10年間に137億5,917万3,000円。気の遠い話ですけども、2027年から2036年には、10年間で102億6,967万4,000円と、この内容を見ていった場合に、もちろん耐用年数のきたものを再更新する条件が付されています。中には解体撤去も費用に含めた、それで、まとめの言葉として、このほかにインフラ整備等も含めたら、年間平均で47億円かかるという簿冊をいただいています。年間47億円です。

そこで、実は、まち場の空き家対策とい

うことで、新しい組織をつくって検討していかなくてはいけないということがある中で、公共施設においても、まだ、対応をしきれていないものが存在するのだろうなと思っ

ているところでもあります。そういう中で、この書かれている内容で、いま一度具体的に申し上げますと、2017年（平成29年）から2026年（平成38年）学校教育系施設で5億7,304万2,000円。10年間でです。

そこで、これは教育関係者の、今は一般財産になっているかもしれませんが、例えば、旧報徳小学校、田中小学校、福住小学校にも、今は一般財産ですからそう呼ばないと思うのですが、教職員住宅等とか、誰が見ても人が住んでいない、あえて言えば、物置程度には利用しているかもしれませんが、閉校してからしばらくたっていると

思うのです。そこで、速やかに、その対応という意味では、この計画は29年から始まっているわけですから、まち場の空き家対策ということで、真剣に取り組むことも大事なことですけれども、公共施設内においても、あえて言えば、更新時期は当然過ぎて、判断の中では利用度のほとんどないものに対して、速やかな方針を打ち出すべきではないかと思っ

ているところでもあります。そういう意味では、29年から始まっているこの計画であります。部内を含めて、どういうことを、答弁書は31年度まで、年度という言葉は恐ろしいです。年度という言葉を使えば、細かく言えば31年4月1日から32年3月31日までを31年度と言うと思うのです。

もう少しスピードを上げて対応、対処を考えていただけないものか。

この簿冊は、人口が減るとい

う推計のもとで出だしが書かれています。人口が減るとい

うことをさらに予測すれば、美幌町の税収も減っていく、今、体力のあるうちに

対応をとれるものであれば、判断を下して、速やかな処置をすべきだと思っ

ているところですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁でもさせていただきましたけれども、役場庁舎に合

わせて、新たに空き施設が発生すること

も予想されるということで、早ければですけれども、31年度を目途に計画策定を進めてまいりたいという考えでございますので、御理解をいただきたいと思っ

ております。○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） この計画書は29年3月、あえて言えば、1年と約3カ月もたっているのです。あえて今、町長に再度答弁いただきましたけれども、もう少しスピード感があってよろしいのではないのですか。

これはもう一回言いますよ。29年3月にお示ししていただいているのです。きょうまでの時間を見たら、約1年3カ月、もったいない時間を過ごされていませんか。そこだけ言って、とりあえずは、大きい項目の中の一つということで、二つ目、次に移らせていただきます。峠の湯、指定管理者で33年度までです。これも、相手があることですから、言葉は間違いではないと思うのですが、気持ちとして受けとめてください。言葉というのはずっと抜けていくもので。33年度は、ちょうど指定管理者が終わるときです。でも、意欲があつて、設備投資も、それは指定管理者がですが、ということも考えてあげたら、少なからず2年前とか、美幌町として公共施設を運営してもらっているわけですから、判断の時期を、それから毎年1,000万円の修理代がかかっていると思っ

いかという意見の町民の方も多くいらっしゃいますが、私も、民間においては、会社運営の一端を担っている身でありますけども、そういう意味では、最後の最後まで経営はしていかななくてはいけないと思っているところですけども、そういう意味で、この1,000万円も含めて、少なからず答弁いただいたものに対する考え方を改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、まず一つ目の、平成33年度まで指定管理期間があるけれども、早くても2年前までに判断の基準、時期を示してはどうかということでございますが、議員おっしゃるように、こちらにつきましては、ことしから33年度までの4年間の指定管理期間であります。当然、全うする前でなく、早い段階で判断をしていきたい、そのように考えているところでございます。

また、このことに伴って、修繕料、年間約1,000万円程度、維持補修に要する費用がかかっておりますが、これらを含めた中で検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 経営において、私の思っている話をさせていただきたいのですけども、私はこう思うのです。

商い、例えば、閉店するという位置づけ、期間が想定されても、私は、その日が来るまで電気をつけ、利用に耐え得る対応をとっていかなくてはいけないと思っているところで、もう1カ月後にやめるから品物も用意しない、電球が切れても明かり一つ、オーバーに言うの一つ一つ消えていっても構わないというのは、私は利用者に対して失礼なことだと思っているもので、そういう意味では、いま一度、経済部長、そこら辺の考え方をお教え願いたいと存じま

すが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、確かに施設は非常に老朽化していることから、突発的に急を要する修繕箇所が増加している状況にあります。例えば、冬期間に暖房器具が故障した場合、当然そのままでは利用できる状況ではなく、場合によっては施設の営業休止に及ぶこともあります。こういった場合には、利用者ニーズにこたえることができなくなることはおろか、休業補償につながり、結果的に大きな費用負担につながるというようなことがあります。

この対策としましては、議会の皆様の御理解をいただき、急を要する修繕料として、常時一定額の予算措置をさせていただいて、利用者に大きく不便をかけることなく、利用をいただけるよう、万全の対策をとらせていただくよう努めさせていただいているところでございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、閉店という言葉が出ましたけども、決して我々は、峠の湯そのもののあり方について検討する中で、やめてしまうとか、そういうことを基本的に考えているわけではございませんので、その点については御理解をいただきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町長。私は勘違いをしているつもりもありません。

継続するなら継続するという判断を含めて、しっかり言ってあげることが肝要ではないかという思いでございますので、その点も、逆に御理解いただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、指定管理がスタートしたばかりで、やめるとかやめないという話ではなくて、我々としては、やはり継続的にやっていただきたいという思い

が強いので、そういった意味で、やはりやめるとか、それを、今指定管理をしたばかりの人に、そういうことを言い得るということではないと私は思っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 総務常任委員会で各部署から説明をしたいということも含めて、町長の言葉はそのとおりだと、今改めてこの場でお聞きしましたが、部局を通して、それも視野に入れてという言葉は使われているものだと思います。

私も、ただここは議論ということではなくて、むしろそういうことの絡みがあるのなら、継続するも、できないことも、早い段階のほうがよろしいのではないかという持論を展開させていただいているところです。

私自身があえて、やめてしまえと言うつもりは今の段階では思っておりませんし、その点、お互いにきちんとした理由づけをして、組み立てをしてやっていったほうがよろしいのではないかという思いでいます。

次に、旧東保育所のことについてお聞かせ願いたいと思いますが、実は、今質問している時期は6月定例会の私の一般質問の時間であります。

3月だったと思いますが、床が抜けそう、今の使用にというのは、あそこは、実は答弁書にもありますが、ひまわり保育園という子供さんを預かっている場所です。その中で、とりあえず危険性はどの程度なのかということで、3月のときに最低限現場確認をしますという御答弁もなかったものですから、気になっていたところでもあります。どういう観点で危険なのか、危険度を少なくとも3月の時点で、確認しておくべきだろうという思いでいました。

それで具体的に、今回私なりに、一般質問をするに当たって、公の施設ではなくて、民間のこともリサーチさせていただき

ました。

家賃というのでしょうか。たとえ0円であっても、貸すに当たって最低限の利用に耐え得る提供をするのは貸し主の責任もあるよというのが、民間の貸家業の今までの法的争いも含めて、責任を言われているところらしいです。

そういう意味では、まず、この部分に関して1点目、3月以降、現場において、安全確認ということをもとにして現場に行かれた経緯があるのか、お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの現場の確認ということでございますけれども、3月以降、今月に一応現地の方を確認させていただいております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 確認したというのは、今答弁で確認させていただきました。

では、使用に耐え得る建物の状況という意味で、程度はどのように判断しているところでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 目視で確認はさせていただいておりますが、応急に補修をするという必要性、箇所はありませんでしたけれども、老朽化している施設でありますので、そういう部分については、今後、貸し付けしているひまわり保育園と協議をしながら進めたいというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 建物を借りるとき、いろんな契約行為というのでしょうか、貸す借りるということだと思いますが、美幌町子ども・子育て支援事業計画、19ページ、これも民生部児童支援グループが編集し発行したものであります。

もう一度言います。美幌町子ども・子育て支援事業計画。27年度から平成31年度、今平成30年度であります。この19ページを見ますと、3号認定（0歳児、認可外保育施設・認定こども園・地域型保育）ということで、平成30年度の確保の方策ということで、必要利用定員総数10名中、認可外保育施設10名ということをやられているところであります。

そしてまた、3号認定（1・2歳児、保育所・認定子ども園・特例保育）ということで、必要利用定員総数、平成30年度80人、80人中確保の内容ということで、認可外保育施設38名です。

行政のほうも視野に入れて、この支援策を計画しているところであります。そういう意味では、美幌町の政策、施策の中で、子育て支援という範疇からいっても、重要な事業を展開している場所だと私は認識がありますので、そこら辺も加味して答弁書にも書いてありますが、十分、書いている方々と相談の上、対応を望むものであります。対応すると書いてありますから、そのとおりなのですが、再確認をしておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまお話がありましたとおり、町が実施していない低年齢児保育事業のために無償で貸し付けしている施設でございますので、この分につきましては、施設の老朽化もありますが、その内容等を踏まえまして、ひまわり保育園と協議をして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 議会には、総務常任委員会がございます。そういう意味で、子育て支援というのは重要な要素であり、あえて言えば、提言も含めてさせていただいているところでありますので、今の

部長の答弁のように、しっかりと打ち合わせのもとで対応をとっていただきたい。

次に、大きい項目の二つ目です。

教育長から答弁がございましたが、実は、今回質問させてもらった発端を申し述べたいと思います。

基本計画ができ上がって、所管の委員会においても説明がありました。

ただ、今回、予算という意味では、本設計の部分はまだ出ているところではありませんが、この基本設計をつくるに当たって、議論を深めるために見ていただく、議論展開の上で見ていただくものがなかったら会話は成り立ちません。議論展開もなかなか難しいということで、基本設計を議会がお認めしたところでありますし、現に基本設計という形でこういう内容ですよという、先ほど言った説明は受けました。

ただ、そのあとの議論はいつしたらいいのかという意味で、私個人はお待ちしていましたが、議論の場がないような思いがありましたので、私の持ち得る権利という意味で、きょう、一般質問ということで、一例として、具体的にお聞かせ願いたいと思うところであります。これが発端です。

それで、基本設計の前からこの施設には、施設内に人は配置しないということを示べられた上で基本設計が始まっていますが、内容によって、利用者の角度から見たときに、本当にいなくていいのかと疑問にも思うところであります。

答弁の中では、言葉的には監視体制とか、いろんな文明の機器を使って対応をとっていくと言っています。だから、私は今回、他の運動施設はどうやって管理しているのかということも含めて、お聞かせ願いたいのですが、本当に、まだ本設計もしていない中ではありますが、その方針は永遠に変わらないのですか。

そこをまず確認させてください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 屋内多目的運

動場の管理体制の御質問でございますが、答弁書のほうでも答弁させていただいておりますが、管理員の配置ですとか、監視カメラの設置など、安全管理を第一に考えまして、今後、実施設計を進める中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 基本設計をする前から置かないということを私は強く求めているわけではないです。当初、基本設計を認めてもらうときに当たっての方針と違うのではないですか。僕は今、誤解されると困りますけど、置くなと言っているのではないのです。

今、部長の答弁をお聞きしますと、実施設計の中で管理員の配置、監視カメラとも書いてありますが、検討していくということで、私は、当然、監視員の配置というお言葉が答弁書で抜けているものだと思っているのです。

言葉だけ捉えて申しわけないですが、基本的には置かないということから始まったことです。でも、だから私は、それを強く望むのではなくて、やってみないとわからないということだったら、今、本設計をなさる前に、しっかり方針を議会と確認して本設計に向かわれたらいかがでしょうか。

というのは、設計なさるにしても、まず、どういう方針かということを知らなかつたら、書きようがないと思うのです。

まず一つ、これはいろんな施設の設計においても同じことを言っているつもりでありますし、急に降って湧いたような言葉を言っているつもりも私自身はありません。だから、出だしこの質問をするときに、基本設計の説明は受けましたけど、議論をさせてくれないのですか、という思いに駆られているということは念頭に置いてください。

そこで、それはそれとして、今度、ユニバーサルデザインということで、エレベーターの配置、私なりに調べさせていただきました。ユニバーサルを決して否定するものではありませんが、国の法令、道の条例出させていただきます。

この基本設計のまだこの段階でありますけれども、床面積が2,000平米を超えていません。まず一つ、これは確認しておきたいと思います。特別特定建築物について議論してまいりたいと思いますけれども、今言った、2,000平米以上には、努力しなさいよ、いやいや努力以上に義務だよという約束事が書かれています。

多くは、2,000平米を超えるものに対しての対応の仕方という意味では、先ほど言った、努力しなさいよという基準と、義務化されているものがある中で、今答弁でスロープが急になるというようなニュアンスの答弁がありました。そしたら、この基準をどの数字を使って、急になるというふうにうたわれているのでしょうか。どの基準を指して、まず、2,000平米という認識があるのか、そして基準をお教えいただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） エレベーターの設置のことです。

今、議員は、ある意味でいけば、バリアフリー法というか、設置するための基準等をお話していただいております。私どもとしては、まずそれ以上に基本的なことを、町長と確認をさせていただいております。

それはなぜかという、基本は、これからの公共施設をつくっていく場合に、やはり高齢者とか障がい者など、などと言うとまたどういう幅だと言われるのですが、例えば、乳幼児とか、このごろは外国の方もふえてきています。そういう方に、やはりきちんと配慮をした施設をつくるべきということを基本とすべきだという話で進めてきております。

ですから、本来ならば、例えば、2,000平米という認識はあります。2,000平米を超えれば設置しなければいけない。これは、法的な必置だから当然の話です。

それ以前として、これから施設をつくる場合には、要は、全ての人に使いやすい施設ということを考えれば、私はこの中で、構造的に2階があるという場合においては、エレベーターを設置することが望ましいという一つの判断を皆さんとしました。皆さんということは、この協議をしてくる中においては、かかわっていただいた委員の人たちと確認をして、そういう考えをしました。

ですから、エレベーターは何でという話になったとき、今回の御質問でありますけど、他のいろいろなもの、言うならば昇降機とか、それからスロープという話がありました。その中で、やはりこれが1番ベストだろうという一つの整理でありますので、その辺で法律がどうかという考えではなくて、基本的にこれからの公共施設をつくる場合は、何が根本だということを理解をいただきたいということで、御理解をよろしくお願いいたします。

(「勾配の基準を聞いたつもりだけど、何か承知していますか」と言う者あり)

○議長(大原 昇君) 教育長。

○教育長(平野浩司君) それぞれ昇降機をつけたり、スロープをつけたりする場合についても、調べさせていただいて、一定の効果の考え方を示されております。

ですから、当然、スロープをつけるのであれば、バリアフリー法でいう勾配を12分の1にしろとか、それから道の部分においては、例えば、途中でスロープにした場合は、平たんな部分をこれだけつくりなさいという規定はないのですけれど、基本的には規制がきちんとあるということは、当然、全部理解しているつもりでございます。

○議長(大原 昇君) 10番吉住博幸さ

ん。

○10番(吉住博幸君) 世の中にはやはり手順が必要だと思うのです。今言った、特別特定建築物においては、各自治体の条例を定めて、もっともっと基準を規定していいよとまでうたわれているのです。

そういう意味だったら、今、教育長というお立場でお答えになりましたけど、美幌町には、今回の多目的運動場ばかりではなくて、いろんな施設がうたわれています。体育館だとか、庁舎だとか、消防庁舎とか、福祉施設とか、該当する施設名がたくさんうたわれているのです。それならいっそのこと、手順を踏まれたらよかったと意見を申し上げておきます。

ただ、私は、最初にお聞きした、管理人という言い方がいいか、もし、そういう方がいらっしゃるなら、お手伝いをするによって対応できるのではないかという思いもあるのです。置かないと最初に言った話として、再確認できたら私も理解できる場所なのです。

それから、諸状況を申しあげます。

あの多目的運動場ができる場所は、目の前に、スポーツセンターという全面床張り体育館があります。

今回、美幌町屋内多目的運動場建設基本計画業務委託、基本設計説明書、説明を受けたうちの書類ですから、あえてこの名前を出させていただけますけど、案ということで見させていただいております。

目の前に全面床張りの場所もありながら、そして受付も、多目的を利用する人は、一旦スポーツセンターの横で受け付けをしろと考えているのです。皆さんの説明の中では。

今回つくるのは、高さからいったら4メートル上、雑駁な言い方ですが、幅もないところで、そして、横を見たら吹き抜けというのでしょうか、幅もそれほど広くなくて、偏ったらもしかしたら落下する、その防止策も考えられるのでしょうか、

目の前が4メートル下も見える、見えるというよりも幅のないところで運動して、ちょっと間違ったら、その対応をとると言えば言葉的にはわかるのですが、そういう危険性の中で御利用いただくというのは適当なのか。

それからもう1点、もし、車椅子等で2階にあるのはボルダリングウォールでその運動施設は、両手と両足を使って登る施設であります。あえて言うならば、あとの2階の部分は、機能としては壁際に出ている周囲しかないのです。

それであれば、安全も考えたら、目の前にスポーツセンター、全面が使えるものが目の前にあって、わざわざ2階の幅のない吹き抜けのところまで運動してもらうのが、それはあえて言えば、障がい者を否定しているのではなくて、安全を保つという趣旨からいってそういう思いもあります。

また、ランニングコースですけども、まっ平らだからいいというものではないと思うのです。わざわざ運動選手は心肺機能を高めるために、アップダウンで練習しているらしいです。まっ平らなのがランニングコースかといったらそうでもないということも、運動選手たちの思いであります。

そういうことを含めて、本設計の入る前に、いま一度、議会としっかり打ち合わせする必要があるのではないかと考えているところであります。

時間がありませんので一方的に、お話させてもらいますが、人も配置するとなればまたいろんな考え方ができるのです。

そこで、まだ、多目的運動場が着手もなされていない中ですけども、既存のスポーツセンターで、過去を含めて利用された人数なり、回数なり、掌握しているものがあれば、ただ、私が聞いている数字というのは、特別にある団体の大会だということ、当番で美幌で実施したというのは抜いて、日々どれだけの利用度がスポーツセンターで、バリアフリーという観点から言え

ば、体育館全面床張りのところでさえ、どんな利用度があるのか、承知しているものがあればお示ししていただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 利用度については、今担当のほうからお話をさせていただきますが、その前段で、私のほうからも少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、人を配置しないという意味は、絶対に置かないということよりも、やはり維持管理費を軽減する方法は何かないだろうかという話の中で、いろいろなことを考えた中で、使うのは自由に出入りして使う施設とは違って、答弁書にも書いておりますけども、ある程度、団体との関係の中で使っていただく施設だということで、近くにトレーニングセンター、スポーツセンターがあるということで、一体管理の中できちんと対応できないかという意味で、人を配置しないでやりたいという考えを話させていただきました。

そして、車椅子とかいろいろ利用される場合は、それは当然、人がいなければ大変だと思えます。ですから、管理人が、それも全部対応ではなくて、言うならば、お金のかからない方法でいろんなことができるということ、今いろいろな形で議会のほうからも意見いただきました。安全性は大丈夫かと。

ですから、今議員からもそういう意見をいただいた中で、答弁書に書いたとおり、ただ、これしかないよということではなくて、いろいろなことを今後協議していきたいというふうにお話をしたいと思えます。

基本的には、やはり維持管理にかかる費用を軽減して、皆さんの負担を少なくしたいという思いでありますので、それを、御理解いただきたいというふうに思います。

具体的な利用状況は担当からお話しさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） スポーツセンター、トレーニングセンターの障がい者の方の利用の状況でございますが、スポーツセンターにつきましては平成5年度に障がい者用スロープ、それから自動ドアを設置しております。それとあわせまして、多目的トイレの改修工事を行いまして、車椅子の方、それから障がい者の方も利用できるようにしているところでございます。

スポーツセンターのアリーナの観覧席、それからトレーニングセンターの2階については、そのような方が利用できるような設備となっておりますので、そういった車椅子の方ですとか、障がい者の利用は多くはない状況であります。

具体的な数字については、確認をしておりますので申し上げられませんが、状況としては多くない状況でございます。

あと、トレーニングセンターでございますが、車椅子マラソンの久保恒造選手が、年に数十回程度トレーニングルームの1階でウエイトトレーニングで利用をされているということでございます。

○議長（大原 昇君） これで、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕 私は、人事政策とグループ制度の見直しの2項目について、質問させていただきたいと思っております。

人事政策の1点目、女性職員の管理職登用等の状況でございます。

平成28年6月に女性職員採用と管理職

等への登用、女性のキャリアデザインについて質問させていただきましたが、約2年経過し、女性職員の採用状況と管理職登用率15%の目標達成に向け、具体的にどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

また、オホーツク管内における過去10年ほどの女性職員の採用状況及び管理職等登用状況と比べて、美幌町はどの位置にあるのかお尋ねいたします。

人事政策の2点目でございますが、人事評価制度の実施状況についてであります。

平成26年4月に人事評価制度を導入されておりますが、実施状況及び評価結果から、職員の能力開発、効果的な人材育成がどの程度進んでいるのかお伺いいたします。

2項目め、グループ制度の見直しについてであります。

導入目的は達成されているか、町民の声はどうかについてであります。

平成28年6月にグループ制導入後の評価と今後の見直しを質問させていただきました。制度の優位性が発揮されていないこともあり、効果があらわれる体制を研究したいと答弁されました。

ここ5年ほどで部長職権限による職員配置がえの実施状況、グループ制度に関して、職員の声や町民の声をどの程度聞かれているのかをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えをしたいと思います。

初めに、人事政策について、女性職員の管理職登用等の状況についてであります。職員採用に当たっては、職務に応じた能力と役割、適性を保持しているか、慎重に審査の上採用の可否を決定しています。

行政施策を推進する上で、女性職員の参画は不可欠であります。山積する行政課題に迅速かつ的確に対応していくために

も、引き続き能力や適性を重視した職員採用を行ってまいります。

なお、町村職員採用試験の受験者が減少傾向にあることから、昨年12月には美幌高校を訪問し、生徒の皆様には町職員として働くことの意義、まちづくりにかかわる魅力を説明するなど、将来の美幌町を支える優秀な人材確保にも努めているところであります。

次に、女性職員の管理職登用率の目標値15%達成に向けた取り組みですが、管理職には政策形成能力、マネジメント能力をはじめ、さまざまな能力が求められます。このため、管理職の登用に当たっては、女性職員も含めて、その任にふさわしい資質と能力を備えた人材を登用しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、北海道市町村職員研修センターが主催する女性職員キャリアビジョン研修への参加を呼びかけるなど、女性職員が活躍する職場づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

お尋ねのオホーツク管内における本町の状況ではありますが、平成28年度における女性職員の採用割合は、管内で最も高い52.4%となっております。一般行政職に加え、保育士及び看護師を採用したことが要因ですが、一般行政職におきましても女性職員の割合は比較的高い位置にあるものと考えております。

また、管理職の登用状況につきましては、平成19年度が8.9%、管内5位、平成29年度が8.5%、管内4位と上位に位置していますが、一般行政職に限ると管内平均と同水準にあります。

女性職員が能力を十分に発揮し活躍することは、組織全体を活性化させ、住民福祉の増進と行政サービスの向上にもつながります。幅広い視野を持ち、社会情勢の変化にも柔軟に対応できる人材、意欲を持ってまちづくりに参画する人材の確保と育成に努めてまいりますので、御理解をいただき

たいと存じます。

次に、人事政策について。

人事評価制度の実施状況についてであります。人事評価制度は、目標管理の手法を用いて、組織として職員一人一人の職務遂行能力とその取り組み姿勢を評価する行為であり、個人の能力開発と組織力の向上を目的としております。

本町におきましては、業務目標の難易度、達成度に基づき、評価する業績評価と、評価期間内に発揮された能力や職務への取り組み姿勢、態度を評価する能力評価の二本立てからなる目標管理型の人事評価を平成26年4月に導入したところであります。

人事評価の基本的な考え方は、職員の職務活動の事実を見て組織マネジメントのレベルを把握し、高めていくことにありますが、その運用を誤ると、単に評価し、その結果を人事や給与に反映させるための道具にもなり得ることから、組織全体の共通理解と信頼関係の構築が必要となります。

人事評価の結果につきましては、研修などの能力開発への活用のほか、昇任昇格など人事配置への活用、給与（昇給や勤勉手当）への反映を行うこととなりますが、評価の客観性と公平性の確保、評価結果に対する納得性、透明性を高めた上で実施しなければ、組織として期待される効果を上げることは困難であります。

このため、評価結果を活用した給与への反映を先送りとし、業務目標の設定、達成度の判断基準、給与への反映手法など、制度設計の見直しを進めている状況にあります。

お尋ねの職員の能力開発、人材育成への活用につきましては、具体的にお示しできる現状にはありませんが、できる限り早い時期に制度設計の見直しを行い、人事評価の結果を活用した個人の能力開発の動機づけ、人材育成の機会づくりを通じて、組織の活性化の促進を図ってまいりたいと考え

ております。

次に、グループ制度の見直しについて。

導入目的は達成されているか、町民の声はどうかについてであります。グループ制導入後の評価と今後の見直しにつきましては、平成28年7月以降、町の行政組織及び事務の合理的かつ能率的な運営を図り、住民福祉の増進を図ることを目的に設置された美幌町行政事務改善委員会において議論を重ねております。

具体的な取り組みとして、まずは、現状の把握と課題の整理が必要との判断から、昨年5月、主幹職を対象にグループ制に係る実態調査（アンケート）を実施しています。導入年（平成18年）に実施したアンケートと同一項目の質問とし、導入時との意識変化を検証するとともに、追加項目として、課題や問題点などを自由に記載できる欄を設けるなど、広く意見を求めました。

その結果、従来の課係制と変わっていない、組織機構や事務分掌、事務量の見直しが必要、主幹、主査の名称が町民に浸透していないなどの課題が明らかになったところであります。

このため、グループ制の見直しに着手することを決定し、現在、美幌町行政事務改善委員会において見直しに向けた作業を進めております。

現行のグループ制のメリットを生かしつつ、他自治体の例なども参考に議論を重ねていますが、新庁舎建設事業が進む中で、平成33年度の供用開始を見据えながら、本町に見合った組織体制のあり方を研究してまいりたいと存じます。

また、ここ5年ほどの部長職権限による職員配置がえの実施状況であります。毎年、総務部による職場環境ヒアリングを実施しており、組織運営上の課題がある場合は、その都度に事務分掌替えを行っていることから、具体的にお示しできる事案はありませんが、その時々々の政策課題に対して

柔軟に即時対応できる体制を整えていくことは重要と考えます。

限られた人員で町民ニーズに迅速に対応し、必要な行政サービスを提供していくには、最小の経費で最大の効果を発揮できる行政組織でなければなりません。グループ制の見直しを通じて、組織体制のあり方、行政運営のあるべき姿を検討してまいりますので、御理解をお願いいたしますと存じます。

以上、答弁をさせていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 初めに、女性職員の管理職登用等の項目からですけれども、ここ5年ほどの町村会の統一の採用試験の合格者男女比率というのが、答弁書では単年度だけですけれども、私が2年前に質問してそういう調査は持っていないということでしたから、当然、私が質問するということは、そういうことをデータとして調べられているというふうに思っておりますので、管内状況がわかれば教えてください。

また、管内の市町村職員の女性比率、これがどういう状況になっているのかについても調べたものがあればお答えください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今御質問のありました、町村職員の採用試験の中の女性の比率については、町村会のほうに確認をさせていただいたところでございますけれども、町村会のほうでもお示しできるような資料はございませんという回答でしたので、資料としては持ち合わせてございません。

また、女性職員の割合でございますけれども、これについても公表されているものがなかったものですから、その比率についても持ち合わせはしておりません。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

ん。

○4番(上杉晃央君) 町村会の採用試験の結果が公表されない理由がよくわかりませんが、私には、そういう状況がはっきりわからないと、美幌町の女性職員の、例えば、合格者というのは男女があって、その合格比率はその年によって状況が変わってきますが、私は採用者については、一部の管理職に電話ヒアリングをかけました。なぜ、私がそういうことを問いただしているのに、町村会から情報が提供できない、あるいは公表されていないということがあっても、町村会同士で、例えば、近隣町村の女性の比率を調査するとか、管理職の登用状況とか、そういったことはヒアリングすればわかることではないかと思いますが、そこまでの必要性について、特になしという判断で準備していなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(大原 昇君) 総務部長。

○総務部長(広島 学君) 1回目の答弁の中でも町長からさせていただいておりますけれども、職員の採用、そして、女性の管理職の登用につきましては、それぞれ職員としての資質、能力等々含めて、それを基準として採用しているところでございますし、また、管理職としての登用につきましても、管理職として持ち得るべき資質、能力、そういったものを加味しながら管理職の配置をしているところでございますので、管内的な平均が幾らであるから美幌町として幾ら必要だというような形での職員の採用、管理職の登用をしておりますので、必要がないというよりも、そこに縛られる必要はないだろうというふうには感じております。

○議長(大原 昇君) 4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) 答弁の中で、保育士、看護師を含めた女性の比率ということで、ここはどちらかというと専門職ですから、一般行政職における女性職員の採用割

合が比較的高いと答弁されていますが、具体的に何%であったのか、その辺を調査したものがあればお答えください。

○議長(大原 昇君) 総務主幹。

○総務主幹(小室保男君) 1回目の答弁で、19年度が8.9%、29年度が8.5%、これは全職種でありますけれども、一般行政職の数字も、この10年間の管内分を拾ってみました。その結果、美幌町におきましては、19年度が2.9%、これは一般行政職であります。29年度が3.0%ということですが、管内の平均を出したところ、19年度につきましては2.5%、29年度が3.2%ということで、19年度については管内平均を上回っているのですが、29年度についてはほぼ同じということで、決して低い率ではないということで御答弁をさせていただいております。

○議長(大原 昇君) 4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) 平均値との比較ですから、低いわけではないということなのですが、もう少し、女性職員の割合が、合格比もありますけれども、どの程度一般行政職でいるのかという美幌町の状況を、私の質問の本旨である、いわゆる管理職登用、これは女性の職員の比率が少ないか多いかによって当然変わってきますから、その辺のところをまず知りたかったのですが、実は、私もオホーツク振興局のほうに、議員であることを断った上で依頼しましたが、単年度だけは管内の状況と美幌町のデータだけはいただきました。ただ、他町村の状況については、申しわけないけど公表できないということで資料をもらいました。いずれにしても、今後、この辺のところをしっかりと公に公表できていないのだとすれば、せめて人口類似規模の道内の町村の状況だとか、管内の市町村について電話等で照会すれば、よほどのことがない限り個人名を挙げることであります。

で、比率についてはヒアリングできるのではないかと思いますので、今後、調べておいていただきたいと思います。

それで、美幌町の特定事業主行動計画で、平成31年度まで来年までに15%にするという数値目標を定めております。

現在、あえてわかっておりますが、女性管理職、一般行政職何人でも何%の比率なのか、それと、これをあと1年でどのように達成するのか、この数値からいけば、9年前に女性の管理職登用をして2名になりました。それから、1人退職して9年前に戻ったこととなります。そのことを前回の質問のときに、女性職員の退職、いわゆる管理職の退職が近く予定されていることも含めて、この率の達成について、町の取り組みを求めておりましたので、あと1年でどのように達成するのか具体的にお答えください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず、15%については全職種としての目標値でございますので、今議員お尋ねの一般事務職に限っていけば、女性管理職はただいま1名でございます。一般事務職の中の管理職に占める割合としては、3%という形になってございます。その1名から、今後については、31年の15%の達成というのは極めてハードルが高いだろうというふうに考えてございます。

ただ、これは原因等がいろいろ考えられますけれども、女性が管理職に登用されるような年代、あるいはふさわしい能力を持った年代になるまでに中途退職をされる方も多く出てきたということもあろうかというふうに思いますが、その辺につきましては働き続けることができる制度も拡充をされ、充実をされてきておりますので、そういったものが解消されつつあるというふうに思っていますし、行政としても、そういったところについてはきちんと取り組んでいかなければいけないというふうに思っ

ていますので、31年度で何人になるかは、具体的な数字は申し上げられませんが、1名からふやせる形で検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この行動計画は全職種ということですから、ちなみに30年度現在、女性の管理職、病院等いらっしゃるから達成率というのは何%になっておりますか。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（小室保男君） 全体で10.3%になります。こちらは御承知のとおり病院職員で管理職が5名程度いらっしゃいますので、全体の数値としては15%に近いという状況であります。いずれにいたしましても、目標値15%の達成はなかなかハードルが高いというのは認識しております。

先ほど、総務部長が答弁したとおり、今後の取り組みについても若干触れておきたいのですが、現在、一般行政職の主査職につきましては、女性職員で7名の主査がおります。ここ2年余りの状況としては、28年4月に女性主査職1名、昨年の4月には女性主査職を2名、それぞれ30代の職員を主査昇格させております。

従来、女性職員が働く職場が、どうも限定的だったという事も受けとめておりますので、これからは女性の職員も活躍できる環境を広げていかないと、結果としては管理職の登用率も上がらないと認識しておりますので、例えば、事業畑についても女性職員も働けるように、人事配置を考えていく必要があるのではないかと受けとめております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 主査の人数がふえてきていることは、前回の質問時に、管理職登用率を達成するには、女性の主査職の

達成率も定めるべきではないのかという質問に対して、総務部長は一定程度の目標設定が必要との認識を示し、安全衛生委員会で再検討したいとの答弁でした。

この件について、どのように安全委員会の中で議論されているのか経緯があればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 具体的にどういった形で人員的なものをふやしていきましょうというのは、なかなか委員会の中でも目標数値を見つけるのは難しいということでの協議をしたところでございますけれども、いずれにしても、現状把握をした中で、改善点についてどうしていくかということについて検討させていただいた結果、やはり、女性が働きやすい職場をどうつくっていくか、それから、それぞれいろいろな形の経験が必要なので、研修を含めて、それから勤務場所を含めて、どういった形で進めていくことがいいのかということについては、検討させていただいたところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） まず、突然、一般職員から課長職になることはないので、当然、主査職の登用からその辺は計画的に、全体の管理職登用15%という美幌町の目標を定めていますから、31年度でどうなるのか結果を見てみたいと思いますけれども、やはり、市町村によっては、主査職への登用率を定めています。私も行動計画をインターネットで調べてみたら、まちまちなのです。標準的な様式とかということではなくて、それぞれの町村で自由に設定していますから、書き方がいろいろなのでなかなか比較はしづらいのですけれども、ぜひ、前提に立って、管理職をふやしていくということになれば、当然、女性の職員も、先ほど総務主幹が言ったように、事業畑とか、私は前回も言いましたが、美幌町

の人事を見ていると、特定のグループの担当に女性職員が繰り返し繰り返し人事異動しているということで、最近では全く経済部にいないとか、建設水道部の建設のほうにいないとか、そういう状況がありますから、男女の能力を考えた場合に、やはりそういったところに配置することによって、キャリアアップということも当然出てまいりますので、そのことも、ぜひ視野に入れながら、先ほど、結果的に管理職が一般行政職で1名になったというのは、先ほどの答弁では、その任にふさわしい資質と能力を備えた人材が女性の中にはいなかったと、現状でそのように理解してよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほど答弁を申しあげました内容を持って、管理職等の登用を進めているところでございますので、この間進めてきた管理職の登用の中では、そういった人材がいなかったというような形で人事異動として行われてきたと、女性ですからということの偏見をもってとか、差別をして管理職の登用をしているとかということとはございませんので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 当然、女性ですから結婚して出産したり、途中で退職するとかそういったことがありますから、やはり、退職者の状況を見ながら、女性職員の比率を行政として計画的に採用していくという努力をしない限り、男女の比率というのは一向に、やはり男性中心のバランスの欠けた職員配置ということが考えられますので、女性のキャリアデザインということを、以前、総務部長はどんな形で取り組みをしていくのがふさわしいのか、早い時期で考える場の提供を含めた研修を実施したいというふうに、私はここに会議録を持っ

てきてますけど、2年前にその様に答弁して
いますけど、この間、そういうキャリア
デザインのために具体的に行政のほうとし
てどのような検討をしてきたのか、その辺
がわかればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（小室保男君） ただいまの御
質問でありますけれども、キャリアデザ
イン、いわゆる女性の職員の皆さんが、長く
職場で働いていただくと、そして、能力を
発揮していただくという必要があると考
えております。役場の職員として仕事の楽
しさというのでしょうか。醍醐味を知るこ
とによって、子育てをしながらも、しっ
かり勤めていくという意識が芽生えてく
るのだと思いますので、そういった意味
では、そのような研修の機会を与えるこ
とも、人事管理上必要だと考えておりま
す。

このため、今年度初めての試みでありま
すけれども、市町村職員の研修センター、
札幌にございますが、そちらにキャリア
デザイン研修という研修項目を見つけまし
たので、30代の女性職員を参加させて
おります。その職員から、実際に研修を
受講した上で、どのような考えを持った
か聞き取りをしたのですが、やはり、働
く意義、職員としての働き方を学ぶ機
会になったということで、これからの
仕事に生かしていきたいという話もあ
りましたので、引き続き今後につきま
しても、同様の研修に職員を参加させ
たいと思っております。

なお、この研修の主な内容であります
けれども、女性が活躍する職場づくり、
あるいはキャリアと人生をどのように考
えるか、さらにはマネジメントの能力、
あるいは政策形成能力、職場全般につ
いて、非常に幅広い分野から研修を受
けることができたと聞いています。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央
さん。

○4番（上杉晃央君） 女性のそういうキ

ャリアデザインの取り組みを、30代の女
性にとすることで、キャリアアップのた
めに参加させたという取り組みは評価
したいと思います。

私も職員研修を現職時代に担当して
おりましたので、ぜひ、今もそうだと
思うのですが、女性と男性の研修の機
会というのは、私がいた当時は非常に
男性中心で、女性が本当に少ないとい
うことで、当時、予算をふやしていただ
いて、研修の機会をたくさんつくりな
がら女性の研修への参加ということも
取り組んできた経緯もありますので、
ぜひ、そういった意味では、女性職員
にそういう機会をたくさんつくってあげ
て、そういう中で、女性自身の意欲だ
とか、意識改革をしながら、将来の
幹部候補生として、やはり女性が成
長していくような取り組みを、今後期
待していきたいと思っております。

来年が最終年度で、達成率は31年度
にはっきりしてきますから、そういう
状況を見ながら、この計画はどうだ
ったのか、再度検証をしてみたいと思
います。

次の質問に移らせていただきます。

人事評価制度ですが、この人事評価
制度は26年に導入されましたが、
従前あった、いわゆる目標管理の
ところから、こういう人事評価制度
というふうになりかえて、美幌町が
判断されて導入しておりますが、こ
れは、誰の主導で美幌町はこの制
度を導入しようとしたのか、町長だ
ったのか、それとも、政策会議とか
そういったところで議論して、この
制度が有効だということだったのか、
その辺がわかれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（小室保男君） 本町にお
きまして、人事評価制度の本格導入は
平成26年4月ですけれども、数年
前から試行的に評価制度を取り入れ
て現在に至っております。当初、
評価制度を導入した経緯につきましては
詳細に持ち合わせておりません。

が、総務省で国家公務員、あるいは地方公務員の人材育成、あるいは組織の活性化という目的から評価制度を設けて、人事管理をしていくという大きな流れの中で、たしかそのような通知があつて、取り入れた経緯だつたと考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 評価制度は、先ほど答弁もありました業績評価と能力評価の二本立てで人事評価をしようということで、26年4月からということですが、聞くところによりますと、平成29年度については、職員からのヒアリングを行っていない。1次評価者、2次評価者の評価もしていないということ、私は職員から耳にしておりますが、事実なのでしょうか。

もし、事実だとすれば、先ほど言った、人材育成とか活性化のために、美幌町が導入した制度が、わずか3年ばかりやって、29年度にやらないという、その理由が何だったのかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 人事評価制度を平成26年4月から導入を図ったところでございますけれども、評価結果を活用して、人事管理、あるいは給与等への反映を行うということで実施をしたところがございます。

美幌町職員人材育成推進委員会の中で、評価結果等々、あるいはその評価の手法、それから評価の公平性について検討させていただいたところがございますけれども、この中で公平性、あるいは公正性の確保、あるいは被評価者である職員からの納得性と透明性、これについて問題があるという指摘を受けたところがございます。

こういった多くの課題があることから、制度設計の見直しが必要であるということで、28年度、職員人材育成推進委員会の中で結論を出したことから、29年度実施

をしないで、今の制度設計のあり方についての見直しを進めているというところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 当然、人事評価制度を導入するときに、先ほどのきっかけはということで、総務省の人材育成とか、活性化を地方自治体で取り組むべきだという方針があつたということはわかりましたけれども、当然のこと、これらを全職員に導入する場合、職員への丁寧な説明、あるいは共通理解、あわせて信頼がなければ非常に難しい制度だと思うのです。そのことは、導入された当時から当然のことわかつていて、議論した結果、導入するというふうにスタートしたのだと思うのです。

それが3年たって、なぜ、先ほど言った職員人材育成委員会というのですか、その議論の中で、先ほど総務部長が述べたようなことが出てきたのか、導入時点での庁内での議論が十分でなかった。そのことが今日の結果を招いているのではないかというふうに私は危惧しますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず1点が、26年4月に評価制度を導入したときに、給与、手当までの反映をするということの決定をもってスタートしたわけではないこと、この評価制度の中で、給与、手当までに反映させることについての、問題点が一つ出てきたところであります。

もう一つは、実際に評価制度を運用することによって、特に業績評価の部分について、それぞれ職員個々が目標を設定して、その達成度を評価する仕組みでございますけれども、これがそれぞれのセクションによって大きく変わってくるということがあつて、その点数について差が一定程度埋められないという状況が出てきたところで、こういったものの中から、給与、あるい

は、手当のほうに反映させることはいかかなものかという意見が出てきたということが1点だろうというふうに思います。

また、導入時については、十分な説明と理解を得たつもりでございますけれども、ただ、実際に運用を図ってみて、それでは、こういう制度の中で、給与、手当にまで反映させることの信頼性、あるいは透明性、職員の納得性含めて、これが担保されているのかということ、そういう制度にないというところであろうというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 当初から給与への反映を行うことを目的として導入するものではないというふうに、今説明ありましたが、町の規定によれば、まさしくそのことが書いてあるのです。最終的には、給与まで反映させるということが目的だと思うのです。その困難性というのは、先ほど何回も言っているように、最初からわかっていたのではないですか。これはすごく難しいことなのです。

そのことをやってみて、3年足らずでこれは難しいということで、こういう事態になっているというのはきわめて残念だと思います。

給与への反映は別にして、そうするとこの制度を活用して、昇任とか、昇格の人事への活用ということは、美幌町長として、この制度に基づいて、職員の登用とか、そういったことはされていないというふうに受けとめていいのですか、この制度が機能しないとすれば。

別な評価の物差しで町長が判断して、登用しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この人事評価は、非常に難しいということが、総務部長、総務主幹のほうからお話があったように、さ

まざまな難しさがあるということで、管理職の登用については、これに基づかないで、大体顔がわかりますので、管理職にする年齢になってくるとわかりますので、その中での評価をしっかりと登用しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長の今の答弁からすれば、この制度を見直しする必要があるのですか。

今みたいなことで、職員評価をするのであれば、あえてこういう難しい制度を導入して、職員の理解を、これから見直しするというものですから、どういうふうになってくるのかわかりませんが、相当難しいことだと思うのです。

登用だけではなくて、ここに書いてある昇給や勤勉手当、いわゆる職員に優劣をつけて、そこまで手当を反映させるという制度ですから、これを町長として導入したということは、今言うような、顔が見える範囲内で自分なりに評価してやっているというのであれば、その方がもし最適だとしたら、この制度は必要ないのではないですか、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） その時点では、やはりこれがベストだという思いで導入してきたつもりであります。その中で、いろんな難しさだとか、問題点も出てきていますので、それについて見直しをするということは、これはもう当然のことだと思いますので、そういった御理解をお願いをしたいとそのように思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私は、見直しすることをだめだと言っているわけではないのですが、具体的に、町長はこの制度について、職員の人材確保のためには喫緊の課題だったと、だからいつまでに、どのような

手順で見直しをするのか、そういう時期的なことまで町長は描いて判断、指示されているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いつまでという指示はしておりません。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 後ほど、質問が出てきますけれども、町長は、いろんな機会に議会の答弁で、職員に常にスピード感をもって指示していると、スピード感が大事だと言っていますが、職員の評価にかかわるこのようないろんな課題が出てきたら、当然のこといついつまでに見直しをして、見直し結果でしっかり議論してやっていくというふうにしていかないと、時期を示さないで見直しということになったら、言葉が悪いですけど、ずるずるいくのではないですか。私はそういうふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ずるずるいくというよりは、やはり、難しさがあると思うのです。この評価自体のです。

評価をして、管理職にする登用の部分もありますけれども、登用するということは、給料が上がるというようなことも含めてあるのですが、それ以前に、やはり職員全体の話での給与をどうするか、上げ下げするのかということまで含めて考えると、これはなかなか大きな問題を残したりというようなことが出てくるのだろうと私は思っていますので、これだけがスピード感を持ってやりなさいというよりは、慎重な扱いをしながら対処すべきではないかと私はそのように思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） そうだとすれば、やはり、職員にもう一度、こういう制度がなぜ必要なのかということ、町として職

員研修で説明するなり、先ほど私も言いましたが、一定の共通の理解と、信頼関係がないとできないです。私も職員だったからわかります。給与まで反映させるということは、大変難しい評価をしないと行かないです。

だからこそ、そういう制度の必要性について、ぜひ、見直しの中でしっかりと職員と向き合って、話を聞いたりしながら、再度、制度設計をして、今後は休むことのないように、そのことを申し述べて、この質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） 人事評価について、今、なかなか機能を果たしていないということで、人事評価は法的にやらなければいけない義務なのですが、問題点は、人事評価の中に、要するに、評価の仕方の仕組みに、実は問題があるということで、人事評価を導入しなければいけないということは、当時から、職員にも説明会も設けて、そういう中で、その意義も含めて説明をしております。

そして、試行してきたわけでありましてけれども、中身について、やはり非常に問題があるということで、これは、やり方については、いろんなやり方があるので、たまたま美幌町については、今のやり方を採用してやったのですが、問題というのが、やはり浮き彫りになってきました。

このままいろんなものに反映させるには非常に大きな影響があるということで、そこには踏み切れないということでありませ

す。これは、実は美幌町ばかりの問題ではありません。管内でも、いろんな集まりの中で、どういうふうに行っているのかという情報交換をした中で、なかなか試行までやっても、本格導入には至っていないという自治体が多々あります。その中には、やはり同じような悩みで、制度設計自体に非常に問題がある、こういった制度設計でやっ

たらいいのかということがあります。ただ、これはやらなければならない義務が市町村には与えられておりますので、これは本年度中に見直しをしっかりと確立をして、来年度からでも、新しい制度の中で導入できるように準備をしてまいりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 次に、グループ制についてです。

これも2年前の平成28年6月に一般質問をして、2年経過しました。

一般質問から1年後に、主幹職に対してアンケートを実施して、従来の課係制と変わっていない、組織機構や事務量の見直しが必要、主幹、主査の名称が町民に浸透していない、という答弁でありました。

これは率直な管理職の声だと思うのですが、18年と比較して職員の意識がどういうふうに変化したのか、そういう観点から調べたということですが、特徴的にどのような変化があったのかお答えください。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（小室保男君） 1回目の町長の答弁で、重立ったものを3点、今触れておりましたけれども、アンケートにつきましては、大きく7項目にわたって、この10年間の意識の変化を把握しております。その7項目以外にも自由記載欄を設けまして、幅広くグループ制に対する意見や提言等をいただいております。

そのアンケート結果の特徴的な部分でありますけれども、この10年間で、例えば、グループ制が機能した場面が多く見られて、いわゆるサポート体制が進んだかという質問もありましたが、この10年間特に変更はしていません。ということは、残念ながら現行のグループ制度がしっかりと機能していないのだろうという受けとめがあります。

さらには、昔で言う課係制と比べたとき

に、現在のグループ制の方が業務を進める上でサポート体制が整っているのかという問いにつきましては、変わっていないというところが目立った回答になっておりますので、課係制のときと比べて、それほど組織運営上変わっていないのだろうという認識であります。

あとは、特に自由記載であったのは、やはり、10年経過しているのに、いまだに町民の皆さんから主幹、主査というのは、課長ですか、係長ですかという問いかけが見受けられるということでもありますので、十分に町民の皆様に浸透していないのだろうという受けとめがあります。

また、最後にもう1点だけつけ加えますと、流動的な組織の運営がなされているかということで、これは、グループ内、いわゆる担当間の壁を取り払って、グループ全体で一つの固まりとして仕事に当たっているかという問いかけについては、決してそうはなっていないということでした。

いわゆる担当の中で、仕事は完結しているという意見もありましたので、まだまだグループ制運用する中で、見直しを行う部分はあるのだろうと考えているところであります。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今、アンケート調査の細かな部分の答弁をいただきまして概要はわかりました。

職員は、この10年間、やはり、このグループ制導入によって大きく町民サービスだとか、職員の意識、それらが変わるような状況にないという、残念ですけど極めて否定的な評価であったと思います。

そういう中で、それでもなおグループ制のいい点を認めながら見直しして、継続していくというか、見直しという中には、廃止も検討した結果、グループ制はやめると、私は2年前に言ったときに、芽室町で、実は若手の職員たちみんなに委員会を

つくらせて検討して、相当1年ぐらいかけて、数十回の検討をしながら、最終的に芽室はやめたのです。そういうところもありますので、検討というのは、私もいろんな機会に、主幹からお話のあったように、役場はすごくわかりづらいと、主幹とか主査とかという話をいろんな機会に聞いていますから、見直しは町の計画によれば、新庁舎に合わせてということですから、それはそこで一定のめどとして受け入れるにしても、私は、いわゆる大課大係に戻すことも含めて、機動的な役場のあり方、住民サービスのあり方をしっかりその中で検討、検証していくということが必要だと思いますが、町長その辺いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、芽室町の例を出されましたけれども、従来制度に戻した自治体があるというようなことでありますし、そういった実態も調査する必要があるのではないかと考えております。

また、グループ制自体も、良い面もあると思いますので、やはりそういったことをしっかりと伸ばしていくといえますか、この組織に根づいて伸ばしていくということも極めて重要だと思いますので、今やめるとか、やめないとかではなくて、見直しをしっかりとしながら、主幹と主査の話も含めて、見直せるものは早急に見直していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ぜひ、芽室町の事例を、どういう取り組みだったのかしっかりと調べていただいて、他の自治体の例も調査しているということですから、時間がありませんのでそこはお尋ねしませんけれども、いずれにしても、今回の見直しというのは、単にグループ制を見直しということよりは、美幌町役場の組織体制とか、行政のあるべき姿が、町民にとって本当に今の

体制でいいのかどうかということも含めての見直しを、ぜひしてもらいたいと思います。

その結果、やはり、大課大係という、昔のよかった点というのは継承しながら、私は、昔の方が指揮命令系統が、課長がいて、係長がいて、係長というのは、結構その係内の職員のことを掌握してしっかりやっていたと思うのです。そういう中で、課長の裁量の中で、ほかの課と連携をとるとか、そのようなことで、やはり仕事等で反感ありますから、そういった部分で調整しながら、最終的には部長が判断して、流動的に人を持ってくる、借りるとか、そういったことをしていくことによって、今、この10年間経ってみて職員の評価が芳しくないということを鑑みたときに、職員の仕事の位置づけだとか、係長としての部下職員を指導する責任とか、そういった部分が私は大課大係制の方ができるのではないかと思います。

最後になりましたが、改過自新という言葉があります。これは要するに、過ちを改めて、新たなことにチャレンジすることなのです。

過ちではありませんが、効果のないことは、しっかりこの際改めて、そしてみずから活性化のために、新たにしていく取り組みを町長のリーダーシップでしっかり行ってもらい、そして、スピード感を持って取り組んでいただくことを、最後に発言して終わりたいと思います。

町長、何かありましたらお願いします。

○議長（大原 昇君） これで、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時30分といたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通告しております2項目につきまして、以下質問をいたします。

その一つは、貧困化における安全網構築についてであります。

一つ目は、生活保護制度の積極活用についてであります。

格差と貧困が拡大する中で、生活保護基準を下回る貧困世帯が増加している、そのことが指摘されております。

ことし5月、厚労省が生活保護捕捉率22.9%との調査結果を公表し、11年前の前回調査、捕捉率15.3%に比べて若干の伸びを示しておりますが、依然として4.4倍近い貧困世帯が放置されています。

美幌町の生活保護世帯数は、249世帯、平成29年度ですが、全国的に低い捕捉率との調査結果を受けて、健康で文化的な最低限度の生活の安全網活用に向けて、これまでの対応、今後の方策をお示しいただきたいと思っております。

2項目めは、美幌町民の貧困実態についてであります。

国は、失業者、高齢者が大半を占める市町村国民健康保険加入世帯の平均所得が2016年で138万円、四半世紀前と比べて半減し、年々悪化していると公表しています。

統計では示されておりませんが、美幌町民も同様な貧困の拡大が想像されます。

美幌町として現状をどのように把握されていますか、伺います。

3項目めは、国民健康保険税減免制度の拡充についてであります。

美幌町の国民健康保険税減免規定は、災害、疾病等の突発的事態に対応したものであって、恒常的な貧困世帯に対応したものではありません。

地方税法717条に関して、厚労省は、自治体が決めれば生活保護基準以下でも特

別な事情に入れてよいとの見解を示しております。美幌町税条例も実態に即して改正を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

大きな2点目は、ドッグラン整備についてであります。

動物愛護、美幌町の交通アクセス優位性の観点から、美幌町にドッグラン整備を提案をいたしました。久しく時間が経過しております。

早急にドッグラン整備を提案しますが、何ゆえに整備が遅延しているのか、これまでの経過と今後の見通しをお示しいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、貧困化における安全網構築について。

生活保護制度の積極活用についてですが、我が国の生活保護者数は、バブル崩壊、リーマンショックを機に、増加の一途をたどり、平成23年7月に過去最高を更新して以降も増加傾向にありましたが、平成27年3月をピークに減少に転じ、厚生労働省が今月6日に公表した平成30年3月分の概数保護率は1.67%となっております。

また、道内における平均保護率は、平成29年7月数値で3.06%であり、郡部で1.91%、市部が2.58%と、市部での保護率が高い傾向となっております。一方、オホーツク管内の保護率は1.15%と、14振興局中、宗谷、上川に次いで低い保護率となっており、本町では平成30年3月末現在で、249世帯、1.62%であり、ここ数年は大きな変動もなく推移しております。

近年の超高齢社会の背景により、高齢者世帯の増加とともに、生活保護受給世帯もふえている状況であり、今後も高齢者人口

の比率増加に伴い、高齢者保護世帯の増加が見込まれると予測されております。

次に、御質問の安全網活用に向けて、これまでの対応、今後の方策についてですが、郡部における生活保護の決定機関は北海道であり、本町は相談、書類作成支援、書類進達が主な業務内容となり、とりわけ、相談業務の内容は個々に異なることから、生活実態を的確に把握するため、聞き取りには時間をかけ、相談者に寄り添い対応しております。

これまでも、庁内関係部局はもとより、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業所、民生・児童委員などの幅広い連携により適切な保護につなげている状況にあります。

また、先月の広報びほろには、地域の困りごとの窓口役である民生・児童委員の名簿を掲載し、周知に努めているほか、美幌町民生委員・児童委員協議会では、毎年1月にオホーツク総合振興局のケースワーカーを招き、生活保護に関する意見交換を行い、お互いの情報共有と連携を図りながら認識を深めるための取り組みにも努めているところであります。

今後とも、貧困者からのサインを見逃すことのないよう、関係機関との一層の連携強化を図り取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、美幌町民の貧困実態についてですが、生活保護は、本人や家族からの相談、関係者からの情報提供などにより事実が判明いたします。その後、生活実態を詳しく把握するため、対象者から状況を聞き取り、生活保護申請を進めております。

町担当窓口への接続は、町内各地区の民生・児童委員からの情報提供が多くを占める中、町議会議員、自治会役員などからも連絡を受けることがあります。

また、庁内組織においても、税、水道、公営住宅といった金銭にかかわる部署からの情報提供により、生活保護につなげた事

例もあるなど、これまでも多くのネットワークを張り巡らせることで貧困世帯に手が差し伸べられております。

御質問の美幌町の現状をどのように把握しているかですが、町内の貧困現状については、その多くを把握するまでに至っておりません。

なお、生活保護は申請行為であり、こちらからの一方的なアプローチは個人の尊厳にかかわる問題ともなることから、特に慎重な取り組みが必要となります。町といたしましても、関係機関などからのホットラインをより強固なものとし、対象となり得る世帯の貧困実態を把握した中で、適切に生活保護へつなげるよう、引き続き、情報収集というアンテナを高くして取り組んでまいりますので、御理解のほどお願いをいたしたいと思っております。

次に、国民健康保険税減免制度の拡充についてですが、現在、国民健康保険税の低所得者層に対する救済措置として、世帯の総所得に応じた均等割、平等割の軽減や、解雇、倒産など本人の意思によらない非自発的失業者に対する所得割の軽減について、法令で定められている措置を講じております。なお、生活保護世帯については、医療扶助となり、国民健康保険税はかからなくなります。

次に、減免措置につきましては、地方税法に基づく減免措置のほか、町税条例において、その他特別な事情についての規定を設け、町税減免取扱要綱により、前年度の所得に対して、著しく所得が減少した場合には、減免することができる旨の基準を定めているところであり、低所得者層への救済措置としましては、法令上の軽減を初め、町独自の減免措置も講じているところでもあります。

生活保護世帯を除く、恒常的な貧困世帯への対応ですが、低所得者層における滞納も少なくない状況にもあります。低所得者層に対する減免につきましては、さ

さまざまな課税データに基づきまして、検討を行っているところではあります。国民健康保険税の課税につきましては、世帯区分により世帯の総所得額により算定いたしますが、その世帯における収入の種類により、必要経費の控除の違いがあり、またその世帯の人数や構成によっても、同じ収入額であっても課税の基礎となる所得額に違いが出るなど、非常に多岐にわたるため、一定の所得基準等を設けることが非常に難しい状況にあります。

また、国からの財政支援のない市町村独自の減免基準を考える場合には、国民健康保険会計の持続可能な財政運営を考慮し、その減免可能なラインをどのように設定するのか、その年度ごとで全体の歳入も変動する中では、慎重に判断しなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、一定の基準をお示しすることは、現在の制度においては、難しい状況にあるところでございます。引き続き、納付相談を通じ、状況把握を十分に行い、低所得者や生活困窮者に対する対応をしっかりと行うことが重要と考えているところでございます。状況に応じて、分納、滞納処分の執行停止の検討を図るとともに、必要な場合には、福祉制度の活用につなげられるよう、担当間の連携をより一層密に対応してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

なお、本年度から国民健康保険の都道府県化により、財政運営が全道単位となり、北海道より、国民健康保険税の減免の取り扱いについて、全道の標準的な保険税の減免基準について示されることとなっておりますことから、それをもとに、地域事情を踏まえた中で、さらには、国保の財政状況も考慮しながら、町税減免取扱要綱の減免基準のあり方について検討を図ってまいりたいと考えておりますので、あわせて御理解のほどよろしくお願いをいたします。

す。

次に、ドッグラン整備についてでございますが、道内におけるドッグランの設置状況につきましても、正確な数は把握できておりませんが、ホームページで公表されている施設は63施設であり、民間事業者が43施設、公設施設が20施設となっております。そのうち3施設は、高速道路のパーキングエリアに、13施設は道の駅に併設されております。

また、民間施設についても、その多くは商業施設やドッグカフェ、農場などに併設されております。

ドッグラン整備には、何より伝染病予防注射や1年以内のワクチン接種の有無の確認のほか、毎日の施設点検など、合理的な管理運営体制を整えることが重要と考えているところであります。

さらに、施設整備の検討に当たっては、一般利用者とのすみ分けが必要であることから、既存の公園での整備が妥当なのか、公共機関が施設整備と管理運営を行うべきなのかも含めて判断する必要があることから、引き続き、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

以上、答弁を申し上げます。

よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 再質問をさせていただきます。

一つは、生活保護制度の積極活用についてであります。

全国的には、あるいは政府などが発表している数字などでは、国民の平均所得が年々下がっているということで、それをしっかり踏まえて、市町村でも対応しなければいけないというふうに私は思っており、いろいろデータをあさっているのですが、美幌町について言えば、平均所得がどうな

のかということ自体が把握されていないのだということです。

税につきまして、町税概要がこのように出されているので、私は初めてこれをいろいろな角度から見させてもらったのですが、税の担当者は、税を徴収するためにつくっているということで、平均所得を算出するというのは、所管外なのです。だから、そもそも本来業務でないということなので、把握されていない、それはそれで当然なのだというふうに思うのですが、実は、国が市町村国保の加入世帯の平均所得というのを出しているのですが、今から25年前に世帯の平均所得が276万5,000円、ここをピークにしまして、最近はや半分です。2016年では138万8,000円ということで、大きく下がっているということなので、多分、我が町も同じような状況にあるのだろうというふうに、実際は推測するしかないのです。

そこで、国民年金の受給者を調べてみたり、それから、非課税世帯がどうなのかとか、あるいは、均等割しかかからない町民がどれぐらいいるのかというようなことを見たのですが、確たる動きになっていないです。

美幌町という点で言えば、町民の所得の推移を見るというのは、所管がどこになるのでしょうか。懐ぐあいを見る、あるいは生活レベルを見るというのは、所管がなかなかわからないということで、たどり着けない原因は、一つはそこにあるのだと思います。

税務グループに行っても所得のある人からきちんと適正に税をお支払いいただくというのが中身であって、所得のない人のところに伺うというのは本来業務でないということです。

しかし、相当数の非課税の人たちは、存在するのだと思うのです。非課税の人口そのものの統計上は出ていないのです。そういう町民の貧困を、どこが把握することに

なるのでしょうか。

まず、そこからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 恐らく、今現実的にどこのセクションでそういった調査、あるいは、基礎資料として持ち得るかというものは定まっておりませんが、町が何か施策を実施する上で、どうしてもそういった数字が必要だということであれば、統計の方でアンケート調査なりで実証するしかないだろうというふうに考えてございますけれども、ただ、個人情報ということもございますので、その手法については、相当難しいものがあるのだろうなというふうには感じております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、一般的な所得がどうなのかというものももちろん押さえないのですが、貧困な御家庭を救済するために、どういう生活実態にあるのかというのを押さえる必要があるだろうということで、実は、町道民税は一人一人の個人ごとにかかっている、世帯ではないということで、非課税所得の人口を調べるとすれば、住民基本台帳の人口から、課税所得の人口を差し引けば出てくるということで計算しようとしたのですが、0歳とか、そういう子供たちも含まれてくるので、単純には引けないということで、そこで、こういうふうにしてみました。

5歳階級別の人口の中で、とりあえず、中学校を卒業して16歳から働く人もいる、あるいは高校卒業して働く人もいるのだけれど、大多数は就学するということで、考え方を20歳以上の人口から、課税所得の人口を差し引いたら、大人の中で、非課税所得の人口が出てくるのではないかとこの仮定で計算してみましたら、大体、平成29年度の数字で言えば、非課税所得人口は1万0069人で、あとは、28

年、27年、26年とずっとさかのぼって、この10年間で言えば、平成20年の1万1,823人と、年次ごとに少しずつ非課税所得人口は減ってきていますが、1万人はいるという計算です。

大人の中の非課税所得の人口は、その程度います。そして、総人口に占める、大人の中の非課税所得の人口率は、平成20年の53.54%をピークにしまして、少しずつ減ってきていて、今51.16%なのです。

これに町民税均等割のみの人口、相当所得が低い方々が、平成29年度で1,067人いらっしゃいますので、ここまですかなり貧困な方々だというふうに仮定しますと、平成29年度で1万1,136人という数字になってまいります。

町民税均等割の人口も、少しずつ減ってはきているのですが、一定の割合になっています。この町民税非課税所得の人口と均等割のみの人口を率であらわしますと、総人口の中の56.59%がそういう状況で、やはり、過半数が相当厳しい所得水準にあるということだけは、見えたなというふうに思います。

人口の半分が非課税です。さらに、均等割を入れると五十六、七%あるということ、実はどこも把握してないのです。

担当は、もしかしたら統計になるかもしれないということなのですが、年々の動きだとか、そういう家庭の状況を押さえた上で、やはりどうするかということが議論の対象になってしかるべきなのだなというふうに思います。

それで、これは全くの総論になりますので、ぜひ、町民というふうに、一くりにした場合、働いている人もいれば、年金生活者もいるというようなことで、階層別に、そして、全体として所得の低い方々の動きをつかまないことには、物事が始まらないのではないかとこのように思うのですが、町長いかがでしょうか。

元気に働いている、あるいは商売を一生懸命やっているという方々のもう一方の地球の裏側にほとんど収入がない、あるいは、課税所得はゼロである、非課税だという方々が大量に存在するということについて、何らかの調査をする必要があるのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、非課税世帯、あるいは均等割世帯の話が出ましたけども、何らかの形で、行政として知らなければいけないのではないかとこのように御提案でありますので、これはどこがどういうふうに担当するのか、今は想像がつかみませんが、いずれにしろ税務グループを中心に、統計担当あるいは政策担当あたりが担当になると思いますけれども、少し時間をいただいて、その辺の検討をさせていただきたいと思っております。

生活保護の方の捕捉率を見ると、22.9%ということですので、約78%の人がそういった環境の中、生保も受けず生活しているというような状況だと思いますので、いずれにいたしましても、今回の一般質問でいただいた数字等で、本当に貧困率といいますか、これが高いのだというのは改めて知らされましたので、どうするかということも重要な課題だと思いますので、時間をいただきながら、どこがどういうふうに行うのか、どういうデータを持っているのかを含めて調査をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 美幌町として、ぜひ、町民の暮らし向きを調査いただきたいということで、私も具体案があって、こうすればというところまではお示しできませんので、ぜひ、早急に研究いただければと思います。

実は、どなたも年金に入っておられるの

で、国民年金はどうかということも見てみました。満額をもらっている人でも月額6万5,000円に満たない。こういう方々が、昨年0.1%年金額を削減されました。これからも削減するという方向なので大変だと思います。

美幌町がお持ちのデータでは、平成28年度の老齢給付で見ますと、6,493人が受給されておりまして、平均年額が68万5,355円ということで、月額に換算しますと5万7,113円です。これは平均です。

満額でも6万5,000円に満たないという状況ですから、満額をもらって、美幌町は3級地なので、生活保護レベルかなと思います。平均の5万7,000円ぐらいだと、平均の国民年金の受給者は自動的に、資産がない限りは生活保護受給者と、このレベルにあるということが見えます。そこで、なおさら、生活保護の捕捉率が気になります。

あえて申し上げることではないのですが、憲法25条では、全て国民はということにくくられているのは、全ての国民に向けて、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持っていますよということで、生活保護制度がつくられているのですけど、大半が生活保護以下の方々が、私は、地方に行けば行くほど捕捉率は下がっているのではないかというふうに思うのです。

美幌町を個別に見たいと思って、データを取り寄せたのですが、町村のデータは公表されていないとのことで、市、または社会福祉事務所の1本のデータしかないのですが、しかし、御答弁でもありましたが、オホーツク圏は1%ちょっとということなので、捕捉率で言えば平均よりもさらにさらに下がっているのではないかというふうに思います。

あとで、お話したいと思うのですが、生活保護以外の形で、市町村が何らかの救済措置をとろうとしたら、ほとんど国から面

倒を見てもらえないです。それは地方がやっていることだから、やるならやりなさいということで、懐が寒いのに、その中から手当てをするということになるわけで、大変だと思います。

実は、11年前に捕捉率15.3%という全国の捕捉率が示されたときに、当時イギリスやドイツは80%台半ばの捕捉率ということなので、私は努力すべきなのは、国が国民に対して責任を負っている生活保護の保護率を、しっかり捕捉率を高めていくというのが、市町村行政の主な仕事であっていいのではないかと考えています。福祉事務所は持っていませんけれど、積極的に最低レベルの生活はこういうものだということを知らせない限り、申請は絶対にされません。

知らない、知らされていないというのがベースにあるというふうに思うのですが、過去、美幌町として、例えば広報などで特集を組んで、ぜひ、町民の暮らしを町としてしっかり下支えしたいと、憲法25条があつて、こういうふうな仕組みになっているからということで、いろんな具体例を出して、そして、PRするということが何よりも大事な取り組みでないかというように思いますが、いかがでしょう。町長。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このセーフティネットの関係ですけども、生活保護を中心に今お話をしていますし、議員も生活保護中心のお話だと思いますけれども、生活保護を受けるということは、やはり非常に微妙な点もありまして、なかなか我々が広報を通じて、こういった状況にある方については生活保護世帯で、セーフティネットを張ってますというようなことまでどうできるのか、なかなか難しいのではないかと考えていますけれども、これも研究をさせていただきたいと思っていますけれども、いずれにいたしましても、国のほうのセーフティネットは今のところこれしかない

思いますので、ただ、セーフティーネットも、国は町が独自にやったらそれは町の施策だからということで、手当も何もしていただけないということでもありますので、それこそ国保全体の、国保自体のあり方といえますか、国保自体の存亡にかかわるのではないかということも出てくると思いますので、非常に微妙な点もありますので、これについては研究させていただく時間をいただきながら、研究してみたいとそんなふうに思っていますので御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間の関係もありますので、ただ一つだけ申し上げたいのですが、町長が先頭に立ってどうすると、どうしたらいいかという答えを見つける作業を大至急始めていただければと思います。

申すまでもなく、役場職員の基本的な能力は相当高いものがあるというふうに思います。そういう能力を大いに発揮していただいて、今までは、踏み込んでいなかったけれど、どうするかということと、ぜひ、私は今の政府に顕著に見られるのですが、憲法なんてまず大事にしないという傾向がものすごく強くあります。25条などについてはあまり考えもしないというところが偏ってあるなというふうに思いますが、市町村が1番住民に対して近い立場におられるので、ぜひ、国にも物申していただきたいのですが、そのためには、町民の暮らしの実態をできるだけ正確に把握することが必要になっているというふうに思っていますので、強く期待をしたいと思います。

次に、国保の減免制度に移りたいと思うのですが、今、国民健康保険税は、所得がゼロでも応益割、均等割、平等割の3割は支払わなければならないということで、幾ら所得が低くても、必ず課税されるという状況にあります。

それで、7割軽減されている世帯については、平成28年度で955世帯、27年以降で言えば1,000世帯ぐらいがずっと続いてきて、少し減ってはいるのですが、平成28年で955世帯ございます。

所得ゼロというのは、収入がどれぐらいすさまじくない家庭も、ほとんどないという家庭も、実は含まれているので、この中に手を差し伸べていく必要があるのだと思います。

役場の統計を見ますと、この間、申請して減免を申し込んでいるというのは4件ぐらいしかありません。町税概要で見ますと、ほとんどは申請していない。できない条件である、すなわち恒常的な生活貧困ということは、そもそも申請できないのです。

だけど、隠れて大量の貧困世帯があるものに対応して、やはり町税条例を改正する必要がいろいろあるのではないかとこのように思います。

そこで、いずれ状況を把握をしていただきたいということと、あわせて、ぜひぜひ、国も災害だとか、失業だとか、突発的な事態以外にも、市町村が特例として認めるのであれば、生活保護世帯以下の収入の方についても、条例化するとかそういうことはいいですよというふうに調べて見たら10年ぐらい前から言っているのです。

だから、美幌町もぜひその作業に着手していただきたいし、生活保護なら医療費もただになるのですが、証明できる所得水準であれば、窓口での医療費の支払いについても、ぜひ、減免申請ができるように、これも保険料を納めるという部分と逆の医療費を納めるという部分についても、該当するような救済策、条例化、ぜひ、早急に御検討いただきたいというふうに思うのですが、町長いかがでしょうか。

私は、何回かこのことで質問をしているのですが、ぜひ踏み切っていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど、生保のところでもお話ししましたが、我々としても、救済措置と減免措置はしっかり法律に基づくもの、あるいは町独自のものを持ってやっているわけでありませうけども、これ以上、例えば、独自のものをやるということになると、先ほど言いましたように、国からの財政措置のない市町村独自の減免措置を考える場合については、やはり、国民健康保険会計の持続可能な財政運営を考えなければいけないという思いでありますので、それがどの辺がラインとしていいのかどうかということだろうと思えますけれども、ただ、そのラインを引くのもなかなか、担当のほうに聞きますと難しいという話も聞いておりますので、いずれにいたしましても、やるとすると、これが相当な金額になると思えます。多分、4,000万円以上のお金が必要になってくるだろうと、今のところの概数です。それぐらいの金額になるというようなことでありますので、国保会計自体が持続しないということになると、それこそ大変な問題になりますので、その辺もあわせて研究をしなければいけないと、そのように思っているところがございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） まだ定かではないのですが、国保加入世帯の7割とか、あるいは3分の2以上の世帯が、非課税所得であるという一部の情報もありまして、美幌町もよくその点では調べてみる必要があるのだろうというふうに思えます。

そういう方々が加入してるのが、実は国保の特徴なので、ぜひ実態把握とあわせて、そういう国保会計に対して、国の補助金がうんと削られているのだという部分を、やはり、町民にも知らせて、その改善をしていかないと、役場のお金が相当出ていく一方だという町長の言い方はわかるので、その点についても、ぜひ、わかってて

措置していない政府筋もあるなというふうには私は推測をいたしますので、両方合わせてやっていただければと思います。

時間もないので、この程度にしたいと思うのですが、実は、政府は高等教育の無償化については、非課税世帯については無償にしようということで、授業料もただ、国立大学ですけれども。それから入学金もただにしよう、標準4人世帯で年収270万円なのだそうです。それから、その3分の2を面倒見ましょうというのは、年収300万円、それから3分の1は、面倒見ましょうというのが、年収380万円です。これは、高等教育についてはいいですが、この考え方が一つの物差しを示すのであれば、本当に生活が大変な人たちに対して同じ考え方でやったとしたらどうなるか。どこにどれだけ手当が必要なのかということで、以前、子育て世代の応援ということで、学校給食に対して、ぜひ無償と言ったのですが、助成というふうに考えても結構なのですが、大学になりますと教科書代などの就学費や通学費、下宿生の食費、住居、光熱水費などの生活費に充てるために、給付型の奨学金を考えると、随分いいことです。

しかし、大学生に対してやっていて、我が町の小中学生に対しては給食費の助成をしないというふうには、だんだんなくなってきたというふうに思うのです。

このラインについて、事前に美幌町ではどうなのかということで、答えをいただいていたのですが、全く時間がなくなりましたので、要はそういうラインがあって、3級地の美幌町でもほぼ似たような状況で非課税になるという状況なので、これもあわせて、ぜひ、貧困ラインの方々に対する救済措置を美幌町として御検討いただきたいというふうに思うのですが、町長いかがでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどからお答え

をしていますけれども、どのラインでというのが非常に難しいというようなことで、高校から大学へ行く時の無償化のお話が出て、270万円これをもってきて、さあどうだということは、それはなかなか難しいのかなと思ったりもしているのですが、いずれにしろ、どうするかについては、美幌町の場合、例えばこうしたらどうだというまず仮定をして、その中でどれぐらいお金を要するのか、あるいは、どれだけの人が救われるのかについては、研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 残り時間がもうほとんどなくなりましたので、途中経過も含めて、ぜひ、一定のデータがそろいましたら町民の議論ができるように、数字などについても、しかるべく、公表していただければありがたいということだけ申し上げて、最後、ドッグラン整備についてお聞きしたいと思います。

動物の愛護及び管理に関する法律をあえて出すまでもなく、やはり、ペットと人間との関係が生活に欠かせない存在と、我が町でもそうなってきたらと思います。

私は、今住んでいる町民が、美幌町はすごくいい町なんだよということを外に向かって発信する上で、今、たまに傷だなと思っているのは、ドッグランです。

今はもうたくさんの人たちが、綱をつけて犬を散歩させているのですが、綱から外して、動物が本来持っている本性に基づいて走り回ることができたら、美幌町は田舎だけではないものだと、ペットを自由に放し飼いすることができる町なのだという宣伝ができると思うのです。

よその町から言わせると、ペット病院がある町というのは大したものなのだという声もあるのです。いざとなったら助けてくれる病院がちゃんとある。なかなかそこま

ではないのだよということで、さらに花を添えることになるだろうというふうに思います。

そこで、いろいろ展開したいのですが、例えば、大空町の道の駅に併設されていたドッグランが非常に人気があって、人気があるので有料化したとたんにレストランの収入が激減したので、ただにしたら復活したということで、犬の力はすごいなというふうに思うのです。

それで、ある人たちが思い切って、今まで11万人ぐらいの入り込みで足踏みしていた、峠の湯のパークゴルフ場が今は使われていないので、ここに、犬が足湯につかなくて、飼い主も足湯につかなくて、ドッグランにしたらお客さんがふえるのではないのかという一つの案があるのです。

担当に聞きましたら、パークゴルフ場の所有権は美幌町にあるということです。今は使っていないということもあって、とりあえず、入り込みをふやすという意味と、犬も人間も足湯につかれるというようなことも含めて、思い切って検討してみたいかがでしょうか。

これは一つの案ですが、そのほかやはり、国道4本が入ってきている町ということで、美幌町でおもいきり犬を走らせようということで、広大な河川敷なんかも活用して、例えば、航空公園の跡地なども含めてやってみると、決して、美幌峠以外には何も無いのではないという、目玉もつくれるというふうに思うのですが、検討経過についてぜひというお話を質問の最初に行っているのですが、ここは、犬を飼っていない町長ではなくて、犬を飼っている副町長からお言葉を賜ればありがたいと、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） 犬の愛好家ということでご指名でありますけれども、私も従前からドッグランというのは非常にほし

いなというのは個人的には思っていたところなのですが、やはり管理面ですとか、設置場所によっては、午前中ですか、河川敷地、せせらぎ公園という提案といますか、要望もありましたけれども、やはり河川には河川なりの問題もあるということ、できるだけこういう問題のないところに設置することが、多分1番いいのだろうなと思います。

今、大江議員から峠の湯の空きスペースといますか、空き敷地の提案もありましたので、今、峠の湯の入り込みで非常に苦戦をしていると、新たな指定管理者も決まったというところでは、なんとか入り込みもふえればこれから先の見通しも明るいのかなと思いますけども、そういったことも、提案として受けとめさせていただき、ただ、いろいろ管理面だとか、衛生面だとか、いろんな面でだれが本当に管理するのか、指定管理にそれを任せられるかという問題もありますし、そこで費用がかかる、またなかなか指定管理も大変だなということでは、どうやって一つ一つの課題をクリアしていくのかというのは、やはり検討する値はあるのかなと思いますので、研究させていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時45分といたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） [登壇] さきに通告したとおり、農業振興について2点、それから、町有財産管理について1点の質問をさせていただきます。

農業振興について。

GAP認証取得の考え方について。

GAP認証取得の考え方について、2020年東京五輪、パラリンピックが近づき、選手村などに提供する食材の調達基準となったGAP（農業生産工程管理）認証取得の動きが活発化しています。

政府は、2017年にGAP推進を閣議決定し、農水省の関連事業を拡充、都道府県も相次いで独自のGAPを始めていますが、将来的には国際水準に向けて、統一の方向が示されています。

JAグループも推進体制を組んで連携し、GAP認証を取引条件とする加工、流通企業もふえ、認証取得を後押ししています。

こうした中、美幌町のGAP認証取得の考え方を伺います。

2番目に、移譲の登録制度の考え方について。

JAびほろの組合員意向調査（平成30年度～34年度）の調査結果によりますと、後継者がいると答えた経営者が29%、いないと答えた経営者が44%でした。将来において、美幌町農業にとって大変心配な点が露呈され、10年以内に離農を希望している経営者と、継承希望者とのマッチングが必要と考えます。

昭和23年農協発足時1,350戸あった農家戸数が現在350戸と大きく減少しています。これ以上の減少をとめるためにも、新規就農対策が大きな課題になってきます。

そこで、移譲希望者は事前に登録する制度が必要と思われます。離農予定年、資産売買希望額、売買面積などを登録することにより、早い時期から経営継承希望者を確保できるメリットがあり、農業委員が忙しく走り回ることもなくなると考えられます。

農業振興のためにも移譲登録制度の考え方を伺います。

町有財産管理について。

施設の解体を含めた計画について。

美幌町空家等対策協議会の設置について予定されていますが、町有財産の中にも、現在使われていない施設、将来も使われる見込みのない施設や土地が多くあり、計画的に売却、解体が求められています。

町長の考えを伺います。

以上の点、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕橋本議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

農業振興について。

GAP認証取得の考え方についてですが、GAPは、食品安全、環境保全、労働安全に関する法令や規範などを遵守し、これらの事項の実施、記録、点検、評価により、生産工程を管理する取り組みであり、国際水準GAPの取り組み及び資格取得は、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、極めて重要となっております。

こうした中、オホーツク地域におきましては、振興局、普及センター、JAなどによって構成されるGAP導入推進会議が主体となって、セミナー、現地研修会の開催、指導員の育成、指導員マニュアルの作成などの取り組みを進め、地域農業の持続的な発展を目指しているところでございます。

また、本町においては、美幌高校を含む2団体、1個人がGAPを取得しており、さらに1生産団体が取得に向けて、取り組んでいるとお聞きしております。

町としましては、安心、安全な農作物づくり、産地ブランド化の一層の推進に当たっては、農業におけるすぐれた取り組みの見える化であるGAP取得は有意であることから、普及センター、JAなどの関係機関と連携を図り、GAP認証取得に対して、可能な限り支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の移譲の登録制度の考え方につい

てでございます。

本町のここ5年間の離農農家の状況でございますが、1年当たり2件から4件で推移し、その理由のほとんどが後継者不足となっているところでございます。

以前から本町では、農家子弟による新規就農従事はもとより、農外からも広く農業経営に意欲のある人材を受け入れ、関係機関及び団体が連携を密にして、担い手確保の推進を図ってまいりました。

現在も、みらい農業センターやJA、農業委員会には、後継者のいない経営者から離農の相談を受けることがあり、この情報をもとに関係機関などとの調整を経て、農業経営継承方式による新規就農者の研修生募集を行っているところでございます。

その反面、離農者の事前の把握が難しいため、必ずしも研修生とのマッチングがうまく進まないこともございます。

議員の御質問にあります、移譲希望者を事前に登録する制度は、離農者と新規就農者をマッチングするために有効な方法と言えますが、農業経営資産の情報や就農地区の選択などの取り組みに一層の透明性や公平性が求められていることから、内容の精査も必要かと思われま

す。そのため、今後においても、移譲登録制度が有効な担い手確保や農地流動化となり得るよう関係機関の意見などをお聞きしながら、さらに、研究、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思います。

次に、町有財産管理について。

施設の解体を含めた計画についてですが、町有財産のうち、築年数が相当経過し、現在使用されていない施設は17棟となっております。また、土地につきましては、これまでも売り払いを実施しておりますが、現在、売り払い可能な土地としまして3敷地が未売却となっております。

町といたしましては、公共用地としての利用計画がない土地につきましては、引き

続き売り払いを進めるとともに、建物については使用可能な施設と使用できない施設に区分し、使用できない施設は解体する方向で計画的に進めていくことを考えており、現在進めております役場庁舎改築にあわせ、新たに空き施設がふえることも予測されることから、早ければ平成31年度を目途として計画を策定したいと考えておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

以上、答弁をさせていただきました。

よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） きょうの道新の1面には、ワールドカップサッカーのコロンビアとの2対1の試合結果が1面に載っております。農業新聞の一面には、カナダから輸入された小麦、これにGM小麦が含まれていたということで、日本では認められていない品種だったわけで、このことについて、大変大きく触れられていました。

近年、食用に対して、日本国民はもとより、海外でも大きな関心を持たれております。近くでは、中国から輸入された食品に、農薬が入っていたという問題もございました。また町内におきましても、登録のない農薬をエンジンの生産に使ってしまい、市場まで出てしまったものの回収に何千万円もかかってしまったという経過がございます。

生産者も、それから、加工業者も、この異物混入とか、農薬の問題は、今非常に頭を痛めて、混迷を来している、そういう状況でございます。そうした中で、GAP取得の考え方ということで、GAPはどういう意味かといいますと、簡単に言いますと、Gはグッドで、Aはアグリカルチャー、それから、Pはプラクティス、やり方という意味なのです。上手な農業のやり

方、そういう意味らしいです。

このGAPなのですが、食品事故などの問題が多いため、これを農場現場できちんと未然に防ぐシステムをつくろうというのが大体の趣旨だと思います。中でもグローバルGAP、ヨーロッパやアメリカ中心に今できておりますが、これは国境を超えて食品原料を輸出入する場合、同じような基準でなければなかなか難しいのです。

カナダから来る農産物、アメリカから来る農産物、またヨーロッパの農産物、例えば、農薬の使用基準が違っていたり、また、生産工程が全く違っていたりという問題が多くあったもので、20年くらい前にグローバルGAPというものがスタートしたらしいです。

その中で、JGAP、ジャパンGAP、日本のGAPも10年くらい前ですか、スタートいたしまして、グローバルGAPとJGAP、日本のGAPの考え方とヨーロッパのGAPの考え方はちょっとずれがありまして、大体80%ぐらいは同じような内容なのですが、やはり20%のずれがある。このずれというのは、やはり気候だとか、それから、土地条件だとか、そういうものでずれているということです。

また、アジアGAPもありますし、中国には中国のGAPもあるようです。そうした中で、政府も強い農業をつくろうということで、まず手始めに、オリンピックで使う食材について、認証取得のあるものから利用していこうと、こういう方向性を打ち出しています。

しかしながら、そのGAPにつきまして、どの程度国民の中に、信頼、中身がわかっているのかという問いがございました。これは、農業新聞で農林省が昨年10月、11月に食品事業者1,000社を対象にGAPについて知っているかという問いでした。

GAPについて知っていると答えた事業者が40%いました。聞いているが、内容

についてはわからないというのが33.

5%、それから、知らなかったというのは26.5%ということで、なかなか浸透していないというのが現実です。市場についても、やはり同じような結果も出ている。

また、GAPを取得した農産物を優先的に仕入れているという食品事業者は、今のところ大体、全体の5%程度にとどまっているということで、GAPのメリットをきちんと浸透させる。そのためにも、国も各県に交付金を渡したり、地域の実態に即した支援内容を今とらうとしております。

そこで、今、町長からお答えをいただきましたが、可能な限り支援に努めてまいりたいと考えていますということで、方向的には同じ方向を目指しているのだと、そのように思っております。

私は、GAPというものについて、農業の原点だと思っております。

これをきちんとなし遂げなければ、農業には将来も未来もないと思います。ただ、先ほど言ったように、まだまだ浸透していない、浸透していないからこそ今やるべきなのです。これをきちんと美幌町がなし遂げたら、オホーツク管内でも、北海道でも、全国的にも農業をリードしていけるような地域になると、私は思っております。

そうした中で、このような答えをいただいたことについて、本当に喜んでおりますし、方向的には同じ考えだということで、質問させていただきますが、可能な限り支援に努めたいということですが、町として、どんな支援ができるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁で、可能な限り支援に努めてまいりたいと考えているという答弁をさせていただきました。

これは内容的には、まず情報の提供です。我々が仕入れた情報をしっかり農業者にお伝えして、そして、情報の共有をまず

図るということだろうと思います。

その上で、認証を受けたとしても毎年費用がかかるわけです。そのことをどうするかについては、まだ結論を出していませんけれども、そういうこともやはり、将来にわたっては考えていかなければいけないのではないかと、そんなふうに思っております。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 随分先のことまで考えていらっしゃるのだなと、そんなふうに思っておりますが、認定の拡大を図るには、指導者の育成、また、資格の取得、国も言っておりますが、こうした人たちをどういうふう育成して、それから、資格を取得させるのか、これが今、ネックになっております。この辺に早く手をつけたほうがいいのではないかと、一つあると思います。

町長のおっしゃったように、認定取得の助成、これも一つあると思います。グローバルGAP、この認定を取得するとしたら、100万円単位でかかるのではないのでしょうか。これは、ヨーロッパから第三者機関が来て、確か120ぐらいだったと思いますが、チェックリストがありまして、そのチェックリストを通らなければ、グローバルGAPにはなかなか入れないということです。

また、ジャパンGAP、JGAPにつきましても、二、三十万円、もう少しかかったでしょうか、そんなところだと思いますけど、そのぐらいの費用がかかります。

先ほど述べましたように、せっかく費用をかけてとっても、なかなかGAPのものだから優先的に取引しようとか、高く買ってやろうという業者は、今のところまだまだ少ないです。少ないからこそやはり、今伸ばすためにも、行政としては支援をしていく必要があるのではないかと、そんなふうに思っております。

それから問題なのが、情報の共有ということで、町長おっしゃいましたが、情報の共有、当然そうなのですが、情報を発信する。例えば、今、美幌にGAP取得者が3件いますと、どんな作物をつくっていますよと、それをやはり外に流さなくてはいけないです。これが、今のところは3件ですけども、これから多くなれば、そういう情報を多くしなければ、食品バイヤーだとか、市場関係者もなかなか手が出ないです。こういうところにも支援の手というのは必要ではないかと、そんなふうに思っております。

同じような仕組みで、FSC森林認証がありますが、これは10年ぐらい前ででしょうか。これも環境だとか、経済だとか、社会の側面で一定の基準を設け、適切な森林経営ができるよう配慮した、持続可能な森林経営を行うということで、これと同じような流れなのですけど、これも取得に大変お金もかかりましたし、また、毎年、更新費用も発生してということで、GAPもやはり同じようなところがあるのです。

これも、今の美幌農協では、まだ法制化はされていないのですけど、生産履歴表、これは実際のものなのですが、作物ごと、品種ごとに、これを農作物を農協に出荷する場合、必ずつけて渡さなければならないものになっているのです。

生産履歴表というもので、トレーサビリティということで、この中には、どんな栽培方法をしているのか、畝幅だとか10アール当たりの栽培密度はどのくらいなのか、苗は全量購入したのか、それから、自家種を使ったのか、播種量は一体どれくらいなのか、それから、肥料はどんな肥料を使ったのか、それから、栽培の方法、加温ハウスでやったのか、または加温のないハウスでやったのか、それから、トンネルを使ったのか、露地なのかと事細かく出す仕組みになっているのです。

本当でしたら、これで大体GAPと同じ

ようなものを果たせるわけなのですが、これには第三者機関というのが入っていないのです。やはり、信用がまだ足りないという話なのです。

せっかくここまでは来ていますから、これに環境とか、労働管理、そういうものをプラスすると、GAPに近いような形になるのではないかなと思います。美幌の農家は、優秀な農業者が多いですから、割と取得にはそんなに問題はないのではないかと、そんなふうに思っております。

それからなのですが、このGAP取得者のこれからのことなのですが、このGAP取得者、これは、2018年から2022年までの、農協の振興計画なのですが、その中で、アンケートを実施しております。GAPについて認定を目指していますかというところで、実際に、既に取得しているというのが1%、さっきの三者ではないかと思うのですけど1%ありまして、それから、取得を検討しているという農家が20%、いいえと答えた方が79%です。実を言うと、農家も余り乗り気な話ではないのです。だけど、取る気になれば、取れるという状況なのです。

そこでやはり、行政の一押しが必要なのではないか、というのが今の状況ではないかと思っております。森林認証と同じような形で、役所も農業に対して、このGAP取得に対して、傾注していけるようなことにならないのか、もっともっと農家に対して、GAPに対して、きちんと役所自体が農家に指導するようなことにならないのか、そのように望んでおりますが、部長どのようにお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまのGAPの指導の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、GAPの関係、日々の農作業、生産活動のほうで、非常に生産者の方に負担を強いるというか、負担をしていた部分がかかなり多いと認識しております。

す。

そのため、冒頭1回目の答弁でも申し上げましたように、まず、普及センター、J A、農業者が主体となって、今、協議会をつくって、情報の共有だとか、普及啓発に努めておりますので、町もその中で、一緒にどういったことができるのかということを考えながら取り進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） この振興計画の中で、GAPの導入について、あまり農協でも力が入っていないのか、あまり出ていないのですが、少し入っております。

農家所得の向上、農産物の優位販売ということで、GAPの導入というのは出ております。本当でしたら、もう少し力を入れて欲しかったなど、そんなふうには思っているのですが、農家にしてみれば、今、農協の売上げが大体120億円くらいで、畜産を除けば大体90億円、その中で、タマネギ、ニンジン、アスパラ、野菜と言われるような、食用イモを除いて、それを除くと大体30億円弱くらいです。面積にすると、全体面積の15%くらいですから、15%で30億円を稼いでいるのです。

ですから、これから進む方向としては、面積の無駄な拡大よりも、高収益作物をつくる方向に向かっているということです。そのためには、やはりGAPという裏づけがこれからどんどん必要になっていくと、そういうことがあると思ひます。

ということで、GAPについては、町も乗り気になって、これからどんどん農家を説得しながら進めていくということで、そういうことで、GAPについては終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） GAPについては、今お話されたように、グローバルGAPからジャパンGAPから、美幌高校の生

徒が取ったアジアGAPまであるわけでありませうけれども、いずれにしろ、国は、農業を成長産業としてしっかりと捉えて、これから外に向かって売り出すというふうなことも言われておりますので、多分、国のほうの今後のいろんな支援策もこの後いろいろ出てくると思ひますが、いずれにいたしましても、片方で森林認証のほうも、実は町でもお金を出したりしておりますので、これはどこまでできるかは、今後、J Aとか、そういったところと協議をしなければいけませんけれども、いずれにいたしましても、こうしたことに乗りおくれることがないように、しっかりとした取り組みを、今後もしてまいりたいと、そのように思ひますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） そうなのです。今がチャンスなのです。乗りおくれたら、せっかくお金を使っても大した効果がないのです。乗りおくれなくて、このGAPについては、行政も腰を据えて、早いうちからスタートしていただきたいなど、正直言って、国のGAPに対しての中身がまだ見えてこないというのも実際あるのですが、わかる範囲で進めていただきたというふうには思ひます。

それから続いてですが、質問の2番目、移譲の登録制度の考え方ということで、こういう形で農業はこれから進んでいくのではないかと思ひますが、やはり農家にもいつかは定年が来ます。後継者がいるところは、後継者に譲るという方法もございませうが、後継者がいないところは譲る相手がない、経営を継承してくれる人がいるならば、そういう人に頼らなければならぬというのでもございませう。

そこで、移譲の登録制度の考え方について、農業委員会の会長にお聞ひいたしますが、こうした移譲の登録制度について、農

業委員会の中で議論した経過はあるかどうかお聞きします。

○議長（大原 昇君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（鈴木幸往君） 橋本議員の質問でございますけれども、離農の時期などにつきましては、農業委員会が農業者に確認などを行いますと、離農を促すような誤解を生ずることもありますので、このような制度を今まで検討したことはございません。そういうことでよろしくお願いをいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 農業委員会の会長のおっしゃることもよくわかります。

いつ出ていくのだと、いつ農家をやめるのだと言っているようなものですから、なかなか言いにくいというのは、当然あると思います。

もう1回、会長に質問します。

こういう制度があったとして、農業委員会は非常に便利な制度ということで、使っていけたらいいなと思いますか。これは個人的な話ですけど、話し合っていないということですから、委員会の代表者としてではなく、個人的にどう思うかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（鈴木幸往君） 橋本議員の質問でございますけれども、こういう制度について、話したことはないのですが、これからの時代、経営継承とか、新規就農とか、そういうことがございますので、そういう制度もあったほうがいいのではないかと思いますけれども、先ほど言ったように、全体的なことをとりますと、やはり、いつ離農するのだとか、そういうこともございますので、うちとしてはやりづらいかないという気もしていますので、そういう制度につきましては、新規就農だとか、そういうことは、あるとしたら良いというか、いいのではないかと私個人として

は思っていますけれども、先ほど言いましたが、全体的にはいろいろ問題があるかと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 今の農業委員会ではという意味ではなく、個人的な見解でそう思っているというのですが、私としても、これは便利なシステムではないかと思うのです。農場を売り渡したり、貸したりする人間と、それを借り受ける人間。借り受ける側としたら、情報が早ければいいのです。そういう意味で、先が見えるような農業になってくると思うのです。経済部もみらい農業センターを使用して、農業者を育てようとしております。

また、近くの農家を買ってもらうのが1番いいのです。そういう近くの農家も、大体いつごろ離農するのだということがわかれば、きちんとした経営、例えば、経営の中でトラクターを今入れようかとか、将来的に入れようかとしたとき、そういうものがきちんとわかっていたら、将来的にこれは今入れたほうがいいのか、まだまだ我慢すべきだとか、いろんな判断がつくと思うのです。

これは、なかなか全国的に見てもやっているところは少ないのではないかと思いますけど、実際にやっている農業委員会が、お疲れ様登録銀行制度という、これは、浜頓別町の事例を見させていただいたのですが、浜頓別町でもやはり離農する人が多くて、あそこは酪農ですけど、そこをそっくり誰かに移譲しなければ、浜頓別町ではもう周りの農家が吸収し切れない。そんな状況もあるわけです。

美幌の農家は、アンケートをしてみると、まだまだ土地を広げたいという人もいますので、まだまだ需要はあるとは思いますが、思うにしても、買い手としては、そういう物件がいつ出るのだとか、そういう情報がわかれば、随分、農業経営には役立つ

つものではないかと思ひますし、経済部が今進めている、農業者を育てることについても、これは十分プラスになるのではないかと思ひております。

経済部長、お考えはございませんか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議員がおっしゃるよその事例について、確かに、私どもが新規就農を募集しております北海道農業担い手育成センター、こちらでも、やはり経営継承事業ということで、農地を売り渡したい、そういった希望の農家さんをホームページ上でアップされている状況にあります。こちらのほうにつきましても、移譲の時期、こちらが非常に問題の部分だと思いますけども、5年以内ということで、非常にアバウトな状況にもあります。

また、現実にみらい農業センター等に現役の農家さんから、将来後継者がいなくて譲り渡したい、経営継承方式でやりたいというようなお話もあります。その中で、そういったお話がありましたら、まずは地域、農業委員会だとか、JAだとか、地域と協議した中で進めて、その話が内諾を得られれば、募集という運びになっております。

基本的に、議員のおっしゃる登録制度は、非常に有意な部分でもありますが、いかんせん課題もまだまだあるかと思ひておりますので、その辺の制度設計等を精査をした中で、調査、研究していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 経済部としては、そのぐらいのことしか言えないのではないかと、そんなふうと思ひますけど、これはやはり、私はどう考えてみても、やめる農家と続けていける農家、美幌の農業を衰退させないためにも、そうしたものが必要な時期というのは必ず来るし、早ければ

早いほど、私はいいと確信しております。

もし、だめな部分があるとするならば、それをどうやって取り除くか、それが問題になっていくと思ひます。やっているところも実際ありますし、効果も上がっているところもある。やりにくいのは十分承知しています。しかし、そういう時代のために、これからのために、きちんと前もって、そうした仕組みをつくり上げていただきたいと、そんなふうと思ひております。

農業振興については、こう言ったところで終了させていただきます。

質問の2番目に入ります。

町有財産管理について。

施設の解体を含めた計画についてということで、先ほど、吉住議員も同じような内容で質問していたのを聞かせていただいております。

その中で、解体の面積が2,678平方メートルということで、先ほど総務部長が答弁をしておりました。そうした施設の中身について、17施設となっておりますが、私が思っていたのは、もっともっとあるのではないかと思ひていました。面積的には、2,678平米の内容は、大体どのような施設が対象になっているのかということです。私の中では、保健所があったり、旧給食センター、学校の校舎があったり、町住があったり、教員の住宅があったり、ユースがあったり、保育所があったりと、私の認識と違うところが結構あるのではないかと思うのですが、どんなところが、そうした廃棄されるような施設になっているのか、内容を具体的にお示しいただきたいと、そんなふうと思ひます。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） 今の橋本議員のお尋ねの総面積についての内訳でございますが、全く使用されていない建物ということで、1番大きなもので言いますと、例えば、旧美幌ユースホテル、それにつきましては892平米、そのほか、農村地

区にございました旧小学校、それに伴います教員住宅です。その関係がかなり多くあります。

あと、旧美英福祉寮、美禽にあります旧食肉センターなどということになりますので、例えば、旧美幌中学校で言いますと、普通財産として、用途廃止しているのですが、現在、書庫だとか、倉庫に使用しておりますので、午前中に吉住議員にお答えしている、面積につきましては、全く使用されていない建物の面積として捉えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） はい、わかりました。私が思っていた面積とは相当な乖離があるので、内容がどうなのかなということがわからなかったものですから、聞かせていただきました。

これなら、例えば、1平米当たり1万円の解体料だとすれば、2,678万円なのです。これは恐らく、コンクリートでできてるのか、木でできてるのか、中にアスベストを使っているのか、こういったことは全く別として、簡単に考えるとそのぐらいのことなのです。2,678平米なら、先ほど、吉住議員が速やかにやりなさいという結果が出ておりますが、そういう読みでよろしいですか、総務部長。

大した額ではないのだから、すぐやりなさいという話なのですが。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 仮に、平米1万円として2,678万円が、大した額かどうかは難しいところがあるかというふうに思いますけれども、いずれにしても、1回目の答弁の中でさせていただいております庁舎改築に向けて、今、ほかにも現関係団体が入っている古い施設、老朽化施設に入っているところもございまして、これは、庁舎改築にあわせて、できれば集約をしたいというふうに考えてい

まして、その計画も、今、協議をしている段階でございますけれども、これらの中でも、老朽化した施設で使わなくなる施設が出てくるのだろうというふうに考えております。そういった中でいけば、こういった順序で解体をしていくのか、あるいは、その解体後の空き地の利用についても、計画として定めていかなければいけないというふうに考えておりますので、それらが整理をできた段階で、順次、その計画に基づいて解体を進めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） そうなのです。2,678万円が高いものか、安いものかという話なのですが、私といたしましては、この数字の3倍ぐらいを大体見込んでいました。

今は、財政的に大変な時期ですので、高額になるならある程度基金を利用するなり、これは一般会計から出すしか方法はないのですよね。それか、長い年月をかけて解体していくという方法しかないもので、もし高額になれば、基金を積み増していくという方法も考えなければならぬし、今の2,678万円程度なら、そんなにかからずやれるのではないかなと、そんなふうに思っております。

将来的に見て、廃棄しなければならない施設、建物というのは、これからどの程度ふえるような見通しを立てているのか、協議していただきましたら、お答えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 具体的にこのぐらいの棟数で、面積がこのぐらいということは協議をしておりませんが、公共施設全体として老朽化している施設が多くなってきているというところからいけば、その中で、公共施設の総合管理計画にもありますように、建てかえを検討しなければ

いけない施設、あるいは、もう行政財産として役目を終える施設、これらをきちんと区分しながら、その区分されたものについて、解体をするのか、他用途に使うのか含めて、1回全ての施設を整理しなければいけないだろうというふうに考えておりますので、その段階で解体をすべき施設というのがおおむね明らかになるだろうというふうに考えております。

そのときは、またこういった形で計画を立てるといことでお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） そうですか。そのように思っているということまで理解しました。

ただ、これから出てくるような数字というのは、とても怖い数字になるのではないかと考えております。そういう意味で、きちんと財源の確保をして、やはり費用の平準化を当然図っていかなくてはいけない。

だから、今からきちんと腰を据えて、将来にわたって、解体しなければならないものはきちんと上げて、やっていかなくてはならないと、そういう目的で今回上げさせていただいたのです。

1万円と考えたら二千何百万円ですから、一般質問まですることはなかったかと、そんなふうに考えております。

ということで、11番これで全て終了させていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、11番橋本博之さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

美幌町議会議長

署名議員

署名議員